

平成29年度第2回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

議 事 録

1 日 時 平成29年11月24日（金）

〔前半〕午後2時から3時30分まで

〔後半〕午後3時40分から5時まで

2 会 場 千葉市役所 8階 正庁

3 出席者

【委 員】山下会長 土屋副会長 植草委員 神山委員 多田委員 高山委員 林委員
住吉委員 武井委員 玉山委員 松崎委員 原田委員（臨） 岡本委員（臨）
長岡委員（臨）

※（臨）：臨時委員。臨時委員は前半のみ参加。

※〔前半〕21人中14人の委員が出席 〔後半〕16人中11人の委員が出席

【事務局】〔前半〕

保健福祉局：初芝次長

地域福祉課：風戸課長 荒井課長補佐 志賀担当課長補佐 黒木主査

地域包括ケア推進課：渡辺課長補佐

各区保健福祉センター

中央区：根岸所長 花見川区：高須所長 稲毛区：大塚所長

若葉区：石原所長 緑区：柴田所長 美浜区：齋藤所長

千葉市社会福祉協議会：大木事務局次長

地域福祉推進課：森課長

各区事務所 中央区：吉野所長 稲毛区：並木所長 若葉区：金澤所長

緑区：高吉所長 美浜区：内山所長

〔後半〕

保健福祉局：初芝次長

保護課：市原課長 金井主査

※傍聴人 6人

4 会議の概要

（1）議題 1〔前半〕

「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の原案について」

事務局が資料1～3に基づき説明し、委員による審議が行われた。審議では、予算に関すること、第2章のデータ、第4章の表題、第6章の内容、計画の周知方法などについて意見が出され、その他の細かい文言修正と併せて会長と事務局に一任することで概ね了承された。

（2）議題 2〔後半〕

「千葉市貧困対策アクションプラン（案）について」

事務局が資料4～6に基づき説明し、委員による審議が行われた。審議では、策定の趣旨に関すること、情報共有の在り方に関すること、他の機関との連携の在り方に関すること等について意見が出された。また、会議で出された意見以外に意見がある場合は、別途、事務局まで意見を頂いた上で、表現の修正等と併せて会長と事務局に一任することです承された。

5 会議経過

(1) 開会

○事務局（黒木主査） 大変お待たせいたしました。定刻より少し早いのですが、皆様おそろいですので、ただいまから、平成29年度第2回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます地域福祉課主査の黒木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、2点御報告がございます。

まず会議の成立について御報告いたします。本審議会の開催には、千葉市社会福祉審議会設置条例第6条第3項の規定により、臨時委員を含む委員の過半数の出席が必要となりますが、本日は、委員総数21人のうち、14人の御出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

そして、会議の公開についてです。千葉市情報公開条例等の規定により、本審議会の会議は公開となり、議事録は公表することとなっておりますので、あらかじめ御承知願います。

なお、傍聴人の皆様におかれましては、お配りした傍聴要領を遵守していただきますよう、お願いいたします。

続きまして、本日の流れと机上に配付しております資料の確認をさせていただきます。

本日の流れでございますが、お手元の次第を御覧ください。本日の議題は2件でございます。

まず、保健福祉局次長からの挨拶に続き、議題1「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）原案について」を御審議いただきます。

その後、臨時委員の皆様の御退出及び事務局等の交代を挟みまして、議題2「千葉市貧困対策アクションプラン（案）について」を御審議いただきます。議題2につきましては、継続案件ではありませんが、千葉市として貧困対策を進めていくためのプランを策定するに当たり、議題とさせていただきます。

事務局としては、終了は午後4時半ごろを目途としております。委員の皆様には、長時間にわたる御審議となり、申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

続いて、資料の確認に入ります。

まず、次第、委員名簿、席次表、千葉市社会福祉審議会設置条例がございます。

次に、議題1、支え合いのまち千葉推進計画（第4期千葉市地域福祉計画の原案について）に関しまして、A3横1枚の資料1「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の原案について」、冊子となっております資料2「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）【原案】」、A3横1枚の資料3「支え合いのまち千葉推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）素案からの主な変更点」になります。

続いて、もう一つの議題2「千葉市貧困対策アクションプラン（案）について」に関する資料ですが、これは関係する委員の皆様の席上にお配りしております。A3横左とじの資料4「千葉市貧困対策アクションプラン（概要版）」、冊子となっております、資料5「千葉市貧困対策アクションプラン（案）」、そしてA4縦1枚の資料6「千葉市生活自立・仕

事相談センターの概要等」になります。

なお、資料は事前にお送りしていますものから修正しておりますので、本日机上に配布しております資料が正式なものとなっております。不足等ございませんでしょうか。

よろしければ、続きまして、次第2に入ります。

開会に当たりまして、保健福祉局次長の初芝より御挨拶を申し上げます。

（２）千葉市保健福祉局次長あいさつ

○初芝保健福祉局次長　保健福祉局次長の初芝でございます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今年度は、7月に第1回分科会を開催させていただきまして、今回が第2回目の開催となります。

本日は、議題として二つ挙げさせていただいておりますが、一つ目といたしましては、「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の原案について」でございます。

第1回の分科会で、皆様方には千葉市地域福祉計画の素案について御審議をいただいたところですが、その後、共助の取組を定めた区計画につきましては、地域の皆様に御尽力いただきまして、各区の推進協で協議を重ねていただき、9月に区計画案として決定していただきました。

また、市の施策、公助の部分につきましても、来年度より開始されます第3次実施計画や来年度の予算編成作業などを踏まえながら、計画に盛り込む事業や施策の取りまとめを行ってまいりました。

さらに、10月下旬から11月上旬にかけては、各区で説明会を開催いたしまして、市民の皆様からの御意見を伺ったところです。その際、中央区におきましては、山下会長から基調講演をいただきました。ありがとうございました。

また、各区におきましては、推進協委員長の皆様方に御出席をいただきまして、ありがとうございました。

これらを踏まえまして、委員の皆様には、計画の原案について御審議いただくこととなりますが、本日の会議で了承された後は、来月からパブリックコメントを予定しております。

また、二つ目の議案といたしまして、「千葉市貧困対策アクションプラン（案）について」でございます。本市では、本年6月に生活保護に至る前段階における自立支援策の強化を図るために、全庁横断的に連携し、関係各課等による包括的な支援を検討するというところで、組織を立ち上げました。

この組織におきまして、平成30年3月を目指しまして、生活困窮者自立支援制度を核とした生活困窮者に寄り添った包括的な支援を行うための具体的な行動計画を示します「千葉市貧困対策アクションプラン」を策定することといたしました。

これにつきましても、今回この分科会で御意見を伺いたいと考えております。

本日は、この大きな二つの議案となっております、非常にこの二つとも重要な案件と

考えておりますので、委員の皆様には、長時間にわたり、御負担をかけるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

また、それぞれの専門的なお立場からの御意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（黒木主査） それでは、次第3に入りたいと思います。

ここからは、山下会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（３）議題１「支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の原案について」

○山下会長 よろしくお願ひいたします。本日は、傍聴で６名、淑徳大学のゼミ生が参加しております。どうぞ勉強させてください。よろしくお願いいたします。

さて、それでは次第に従いまして、これより議題１「支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の原案について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（風戸課長） 地域福祉課長の風戸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、「支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の原案について」、資料に基づき説明をさせていただきます。

お手元のＡ３判横の資料、資料１「支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の原案について」を御覧ください。

まず、これまでの策定の経緯、計画原案のポイント、計画の構成について説明をさせていただきます。

初めに、「１ 計画の概要（１）法的位置付け」ですが、支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）は、社会福祉法第１０７条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

次に、「（２）現在までの経緯」についてですが、支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の策定につきましては、平成２８年度に開催された２回の当分科会において、策定方針と骨子について御承認をいただいたところでございます。これを受け、各区支え合いのまち推進協議会で区の計画の策定を開始いたしました。

今年度につきましては、まず５月の初旬、５月１日から５月１０日まで、インターネットを使い、地域福祉活動に関する市民意識や行動についてのWEBアンケート調査を実施しました。ここでは、例として四つほど挙げております。

一つ目としまして、「自分が住んでいる地域で行われている地域活動は何か」という質問に対し、残念ではございますけれども、「知らない」という回答が半数を超えておりました。一方、「見守り・安否確認」が３割と一定の認知はされているものと分かりました。

二つ目として、「地域福祉活動への参加状況」ですが、「不参加」という方が２割を超えている状況ですが、その上の「機会があったら参加したい」という方が６割近くおられ、今後に期待したい数値となっております。

三つ目として、「参加したい地域福祉活動は何か」という質問に対しては、ここに記載の

ありますとおり、「見守り・安否確認」、「急病などの緊急時の手助け」、「ちょっとした力仕事」がベスト3となっております。

4点目として、地域活動に参加した方に、「地域福祉活動に参加したきっかけ」について尋ねましたところ、「現に地域福祉活動をしている方からの声掛け」が一番多くなっております。日ごろからの声掛けが重要であることが分かりました。

7月には、今年度第1回目の分科会・前回会議において、策定方針及び骨子を踏まえ、次期計画のアウトラインを示した計画素案について御審議をいただき、立案方針としてコミュニティソーシャルワーク機能の強化を市の取組の中核とすること、市民が活用しやすい計画書の構成とすることについて、御承認をいただいております。

その後、9月には、全ての区において、区計画案が決定されております。

右上に移りまして、10月21日から11月4日の3週にわたりまして、各区において、推進協議会委員長にも御出席いただきながら、市民説明会を開催し、計画原案の周知と内容説明を行いました。

その際出た主な意見につきましては、梓の中に記載しております。

また、次長の挨拶にあったとおり、中央区の開催の際には、当分科会の山下会長より、『地域福祉』『地域福祉計画』とは何か」と題し、基調講演を行っていただきました。

そのほか、「我が事」「丸ごと」による地域共生社会の実現を目指す国の動向もございましたので、それを踏まえながら、できるだけ計画に反映させるとともに、本市においても縦割り行政と言われる中、施策を推進していくために、部局横断的に幅広く検討できるよう、「地域共生社会推進事業部」を設置し、地域共生社会の実現に向けた検討を始めております。

続きまして、「(3) 計画原案のポイント」ですが、素案からより分かりやすくするために、大きく3点に整理させていただいております。

1点目として、国が進めている地域共生社会の実現のため、地域住民等による地域生活課題への「我が事」としての取り組みを支援し、かつ、地域住民等による支え合いと公助とが連動して、地域を「丸ごと」支える包括的支援体制づくりを目指します。国の動向を踏まえた、今後本市の地域福祉の方向性を示すものとしております。

2点目としまして、市の取組については、地域の取組を直接、又は間接に支援する事業・施策とし、包括的支援体制づくりを進めるために、その中核として「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を重点施策に位置付けました。

3点目として、計画書に対し、「計画書というのは、大作だが実際に読み物として誰が読むのか」というような御意見もあったことから、地域福祉活動に携わる方・携わろうとする方に役立つ計画を目指しました。具体的には、アからウまでに記載しましたが、地域の取組について、「先駆的な取組事例」において、活動の工夫、ポイントなどを紹介するとともに、地域の取組や市の取組を検索しやすいように、工夫させていただいております。

一番下の「(4) 計画期間」ですが、計画期間は、上位計画である本市の第3次実施計画に合わせ、平成30年度から平成32年度までの3か年としております。

続きまして、裏面をお願いいたします。「2 計画の構成」を御覧ください。計画原案の具体的内容について、説明をさせていただきます。なお、詳細につきましては、後ほど冊

子を用いまして説明をさせていただきますが、まず計画全体の構成について説明をさせていただきます。

今回の支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）は、第１章から第８章までの構成となっており、最後に資料編として、関係資料や統計などを掲載しております。

第１章から第３章までは、計画の総論に該当する部分で、ここでは計画策定の趣旨やポイント、本市を取り巻く環境、これまでの本市の地域福祉の取組などを記載しております。

第４章から第８章までが各論として、具体的な取組、事業について、さらには地域福祉計画の推進体制についてを記載しております。

まず、第４章では先駆的な取組事例を各区から一つずつ紹介しております。第５章では、共助である取組を、第６章では、公助である市の取組を定めております。第７章では、取組ごとに地域の取組、千葉市社会福祉協議会の取組及び市の取組とを組み合わせることで、一覧で見られるようにしております。第８章では、計画の推進体制、計画の推進状況の検証等を記載をしております。

この中で、本日は特に、素案から大きく変更のあった第７章、右側になるのですが、**「地域の取組と社会福祉協議会及び市の施策」**について、説明をさせていただきます。

第７章では、「地域の取組と社会福祉協議会及び市の施策」と題し、先ほども申し上げましたけれども、取組テーマごとに地域の取組、千葉市社会福祉協議会の取組及び市の取組とを組み合わせることにより、一覧で見られるようにしております。これらにより、地域福祉活動を行う場合に活用しやすい章となっております。

ここで、もう１枚のＡ３判横の資料３「支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）素案からの主な変更点」をお願いいたします。そのうち、裏面の第７章の項を御覧ください。

取組テーマにつきましては、各区で分類が異なる地域の具体的な取組を共助の基準で再分類し、その結果を踏まえまして、３者の取組関係を整理した共通のツールとなっております。

現３期計画におきましては、左の欄に記載のとおり、取組テーマを９項目としておりましたが、第４期計画においては、右にありますとおり、取組テーマを１０項目としたいと考えております。これまで、昨年度骨子を御承認いただいた会議において、取組テーマ１～９については柔軟に再検討するとし、また、前回会議におきまして、取組テーマに子育て支援等を取り上げる方向で検討するとされております。このことを踏まえまして、各区計画の原案が出そろった後に見直しを行い、一番右の欄に記載してある考え方のとおり、取組テーマを再編したいと考えております。

テーマの順番についてですが、全体の配列を、地域福祉活動に携わっている方、携わろうという方が参照しやすいよう、身近な観点からシステム全体の観点へといたしました。

具体的には、先ほど説明させていただいた市民アンケートで、最も参加したいとの認識が高かった見守り活動を冒頭に置き、見守り以外の狭義の福祉に関する活動について、要支援者のくくりを細分化して、対象者別に「高齢者」「障害者」「子ども」に区分いたしました。これは、原案の２、３、４に当たります。

また、狭義の福祉以外の活動の分野を「健康づくり」、「防犯・防災に対する取組み」の

二つといたしました。これは、原案の５、６に当たります。

さらに、地域福祉活動を支える基盤に関する取組として、「人材育成」、「福祉教育」、「地域のつながり」の三つといたしました。これは、原案の７、８、９に当たります。

最後に、地域福祉活動と要支援者の接点となる相談支援体制といたしました。

以上のように、取組テーマを区分させていただき、全体として１０項目としたいと考えております。

なお、今回、取組テーマの整理に当たり、事前の説明が必ずしも十分でなかったため、各区支え合いのまち推進協議会の委員長を始め、各区事務局の皆様にも御迷惑をおかけいたしました。申し訳ございませんでした。

それでは、資料１にお戻りください。最後に、右下の「３ 今後のスケジュール」を御覧ください。本日、計画原案について御審議をいただき、御承認いただいた後、来月の１２月中旬から１か月間、パブリックコメント手続による意見聴取を実施し、市民の皆様から計画案について御意見を伺います。その後、パブリックコメント手続の結果を反映させた計画の最終案を作成し、来年３月下旬開催予定の第３回の当分科会において、第４期計画の最終案について御承認いただき、千葉市社会福祉審議会より市長に対し、その旨を答申いただいた後、千葉市長名で、支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）を決定する予定でございます。

私からの説明は以上となります。引き続き、計画書原案について冊子を御覧いただきながら、当課課長補佐の志賀より御説明させていただきます。

○事務局（志賀担当課長補佐） 引き続き、支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の原案について説明させていただきます。

では、資料２を御覧ください。７月の第１回分科会では、素案につきまして、第３期計画からの変更点のみを新旧対照表でお示ししましたが、今回は統計データの時点修正等を行いまして、計画書原案の全文を冊子にいたしましたので、これをもちまして、主な変更点を説明させていただきます。

それでは、まず、１７ページを御覧ください。１７ページでは、地域における主な活動主体とその役割ということで、地域福祉活動を担っておられる様々な団体等の皆様を紹介しております。

では、まず１ページめくっていただきまして、１８ページ、「③ 地域運営委員会」といたしまして、地域運営委員会を新たに追加しております。続きまして、右の１９ページ、こちらに地域運営委員会の構成団体である「⑤ スポーツ振興会」を追加いたしました。さらに、ページをめくっていただきまして、２１ページに「⑬ シニアリーダー」といたしまして、介護予防活動のリーダーの養成を図っておりますシニアリーダーを追加しております。そして、２２ページに「⑯ コミュニティソーシャルワーカー」、「⑰ 生活支援コーディネーター」を追加しております。さらに、右の２３ページで、「⑲ 生活自立・仕事相談センター」を追加しております。また、少し戻っていただきまして、２２ページの上に「⑭ 社会福祉事業者」とございます。この社会福祉事業者に関しましては、平成２８年の社会福祉法改正に伴いまして定められました、社会福祉法人の地域における公益的な取組についても追記してあります。

以上が、第2章における、地域における主な活動主体とその役割に関して、新たに追加した事項になります。

それでは、ページが飛びまして、31ページを御覧ください。

先ほど、風戸からも説明がございましたが、計画のポイントを三つに整理して、まとめてございます。

一つ目、(1)といたしましては、「我が事」「丸ごと」で、地域を支える体制の構築を目指す国の動向を踏まえ、それを千葉市の地域福祉の方向性を示すものとし、冒頭に置いたものです。

そして、二つ目、(2)は、素案の立案方針の一つであった、コミュニティソーシャルワーク機能の強化を置いてあります。

そして、(3)、もう一つの素案の立案方針でありました、地域福祉活動に携わる方・携わろうとする方に役に立つ計画を目指したということを記しました。以上が、計画の三つのポイントになります。

では、裏の32ページ、「3 施策の体系」の下を図を御覧ください。第4期計画では、第3期計画とは異なり、まず「地域の取組み」を最初に第5章で取り扱い、次に、「市の取組み」を第6章で取り扱い、そして地域の取組と市の取組等を第7章で関係付けて整理する構成になっております。

では、続きまして、34ページをお開きください。第4章は先駆的な取組事例の章になります。こちらでは、地域福祉活動をより積極的に推進するため、市内で取り組まれている活動の実践事例の中から、地域において実行・活用する上で、参考となる好事例を御紹介しています。

まず、中央区では「地域一体『協働』の体制づくり～松ヶ丘中学校地区～」と題しまして、松ヶ丘中学校地区地域運営委員会の地域生活課題の解決に向けた総合的な連携・協働の取組と仕組みとを紹介しております。

次に、36ページを御覧ください。花見川区では、社協犢橋地区部会における「子ども食堂」の事例を紹介しております。この取組では、社協地区部会が中心となって、地元の篤志家の方、またヘルスメイト等、様々な方との連携が実現しているところでございます。

次の38ページは稲毛区になります。「いなげ子育てフォーラム～点から線そして輪(WA)へ～」と題しまして、稲毛区内の子どもに関わる個人や団体が「お互いの顔が見えるつながり」を作り、作ったネットワークを生かして、他の子供に関する個人や団体を支援する中間支援組織を紹介しております。この事例では、コミュニティソーシャルワーカーを始めとする、社協稲毛区事務所が大きな役割を果たしております。

次に40ページ、若葉区の事例といたしまして、加曽利地区部会を御紹介しております。加曽利地区部会では、社会福祉法人と連携した活動拠点の確保、地域生活課題を解決するための仕組みづくり、そして地域福祉活動の資金確保への取組の好事例として紹介しています。

次に42ページ、緑区になります。緑区の事例といたしましては、「買物支援サービス～大椎台自治会区域～」になります。この事例では、買物に行きづらいという地域生活課題を抱えた地域と、地域に貢献したいという特別養護老人ホームとを社協緑区事務所がコーディネートし、施設の車両を利用して協力してくださるスーパーに地域の方を送迎する仕

組みを作った事例になります。

次に、44ページ、美浜区になります。美浜区の事例といたしましては、『憩いのカフェ「カフェさいわい」～特別養護老人ホームしょうじゅ美浜内～』になります。この事例は、あんしんケアセンターからの提案を受け、特別養護老人ホームの協力を得て、気軽に集まれる場所がほしいという地域ニーズを満たすことができた事例になります。

以上が、第4章です。執筆に当たりましては、読み物としても楽しんでいただけるように、また読者の方が自分の地域で取り組む際のポイントを分かりやすく伝えるように工夫したところです。

それでは、進みまして46ページ、「第5章 地域の取組み（共助の取組み）」になります。こちらの第5章では、各区の推進協において御承認いただきました区計画の原案を掲載させていただいております。区推進協の委員長の皆様におかれましては、区計画の原案の審議に御尽力くださりありがとうございました。

続きまして、89ページ、「第6章 市の取組み（公助の取組み）」を御覧ください。ページの下図一番上には本地域福祉計画の基本目標である「ともに支え合う地域福祉社会を創る」とあります。そして、これを実現するために、市が公助として、共助を支援するに当たり取り組むべき施策の方向性といたしまして、左から「地域福祉活動の促進」、「市民意識の醸成」、「地域団体との連携」の三つを掲げております。

そして、具体的な市の取組を「サービス類型」といたしまして、地域福祉活動を支援する「地域福祉活動の促進」につきましては「費用等助成」、「物品提供」、「活動場所の提供」、「人材育成」、「情報提供」、「相談支援」の6種類を、「市民意識の醸成」につきましては、「意識啓発」の1種類、「地域団体との連携」に関しましては、「団体等支援」と「ネットワーク化」の2種類の合計九つの種類に市の取組を整理したところです。

具体的な取組につきましては、91ページから掲載しております。まず、91ページは「重点施策」といたしまして、コミュニティソーシャルワーク機能の強化を取り上げております。具体的には四つの施策を取り組もうと考えております。「コミュニティソーシャルワーカーの増員等」、「多機関の協働による相談支援体制の包括化」、「地域力基盤強化の支援」、そして最後に「地域福祉の担い手の育成・拡大」の四つになります。

続いて、93ページを御覧ください。具体的にどのような形で市の取組を掲載しているかということをお説明させていただきます。

例えば、93ページでは、「【施策の方向性】1」としまして、「地域福祉活動の促進」と取り上げております。その中で、「サービス類型1」として、「費用等助成」といたしまして、具体的には、93ページから94ページにかけて、10の市の取組を掲載しております。そして、その並び順に関しましては、できるだけ汎用性が高いもの、使い勝手がいいものを先頭に持っていまして、検索しやすいようにしたところでございます。

続きまして、116ページを御覧ください。「第7章 地域の取組みと社会福祉協議会及び市の施策」です。先ほど施策の体系を御紹介しましたが、第5章の「地域の取組み」、第6章の「市の取組み」、そして市社会福祉協議会の施策について、地域の取組を中心に分類、整理した章になります。地域の皆様が活動するに当たって、どのような取組が必要とされているのか、またその取組について市や社会福祉協議会はどのように支援し、地域の皆様はどう活用できるのかが一覧となっておりますので、活用していただきたいと思います。

ます。

例えば、124ページを御覧いただきたいのですが、こちらでは、区計画の内容と市の公助の取組のほかに、先ほど申し上げましたとおり、社会福祉協議会の取組も掲載しています。なお、社会福祉協議会の事業や施策につきましては、現在、地域福祉活動実施計画を策定中であることから、今後変更する可能性がございますので御了解ください。

続いて、164ページを御覧ください。「第8章 計画の推進に向けて」です。「1 計画の推進体制（2）市の体制」の第2段落目にあるとおり、第4期計画におきましては、庁内横断組織である「地域共生社会推進事業部」の中の地域力向上班におきまして、第4期計画の重点施策である「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」に取り組み、計画の推進を後押しすることとしています。

最後に167ページを御覧ください。資料編です。全部は紹介できませんので、主なものを御紹介させていただきます。

まず、175ページを御覧ください。市の取組の一覧となっております。再掲を含めて全部で128の取組になりました。

次に、180ページを御覧ください。ここからは、市民の方が活用できる様々な相談支援機関の概要と連絡先をまとめています。

次に、200ページを御覧ください。ここでは、「市内施設等一覧」と題しまして、「地域交流スペース等」と題しまして、今はまだ空欄になっておりますが、社会福祉法人の施設において、地域の福祉活動での利用を認めている「地域交流スペース等」の一覧を掲載する予定になっております。

最後に、214ページを御覧ください。千葉市WEBアンケートでも最も関心の高かった見守り活動につきまして、千葉市の高齢福祉課が「はじめての地域見守り・助け合い活動スタートガイド」と題しまして、どのようなことをどのような順番で考えなくてはならないのかということをもとめたマニュアルがございますので、そちらを使っていただきたいと思いますと思ひまして、掲載することにいたしました。

冊子を用いた説明は以上でございます。本計画の原案作成に当たりましては、山下会長を始め、委員の皆様にも多大なる御協力を、そして御意見をいただいたところです。また、区計画の策定に当たりましては、各区の推進協委員長、そして地域の皆様の多大なる御支援をいただきました。この場をお借りしまして、改めて御礼を申し上げます。

○山下会長 それでは、ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問がございましたら、挙手の上、発言をお願いします。

○原田委員 計画は、先ほどから説明があったように、平成28年度から取り組んでいるわけですね。それには、市の補助金等は大幅にカットされないという前提があったはずですが。その前提のもとに、第4期計画を作っているわけです。

ところが最近説明を受けたのは、ふれあい食事サービスの補助金を市がカットするということを言い出しているのですけど、これはおかしくないですか。前提が崩れるじゃないですか。そのようなカットはないという前提で計画を作ってきたのでしょうか。私はそう思いますけどね。それで市民説明会はやっているわけですね。この前提が崩れたら、計画の

中身も変わってくると思っていますけど、市はどのようにお考えなのでしょうか。

○山下会長 補助金関連の質問でございます、事務局どうぞ。

○事務局（風戸課長） 千葉市の補助金ですが、今回のふれあい食事サービスにつきましては、市社協に助成金を出している形になっております。市におきましても、市社協の地域福祉の推進に向けまして、必要な財源が確保できるよう常に努力しているところでございますけれど、限られた歳入の中、なかなか思うように財源を確保できていないというところも事実でございます。このような状況の中、我々としても今後この財源確保というものに一層努力していきたいと思っております。市にはいろいろな事業がありますが、その中でも工夫しながら、主たる目的がどう達成できるかについて、他団体と連携を取りながら進めてまいりたいと思っております。また、事業を進めるに当たって、例えば地域交流スペースにつきましては、本日、「千葉市老人福祉施設長及び事務担当者会議」において、社会福祉施設内の地域交流スペース等の提供につきまして連携が図れるよう、お話をさせていただきました。今後とも主たる目的が達成できるよう工夫しながら、またお金の面につきましては、今後とも努力しながら確保していきたいと考えております。

○原田委員 平成30年度は補助金がカットされないということでいいのですか。その影響がいろいろと、社協の補助金の見直しにまで来ているわけでしょう。市がふれあい食事サービスの補助をカットしたことで、社協にも影響が出てきているわけですよ。その辺はどのようにお考えなのですか。前提が全部崩れちゃいますよ。なぜそれを分かっている、もっと早く言わないのですか、計画を作る前の平成28年の段階で。我々は騙されたような感じがしてしょうがないのですが。補助金がカットされないという前提で計画を検討してきました。多少の変更があってもしょうがないと思いますが、ふれあい食事サービスの補助金が全部カットされるなんて話は初めて聞きましたよ。

○山下会長 事務局お願いします。

○事務局（志賀担当課長補佐） 地域福祉課の志賀です。これに関して、私どもが認識している事実といたしましては、確かに、今回千葉市がふれあい食事サービスの補助金を削減するという事は把握しております。

○原田委員 どうして計画を作る前に言わないんですか。

○事務局（志賀担当課長補佐） その点に関してですが、事実といたしましては、所管課が補助金の削減につきまして社協と調整をしていると認識しておったところです。そして、それにつきまして、必要な財源等については、所管課で対応するものと考えておりました。これが、当方の認識になります。

○原田委員　そうすると、千葉市が補助金をカットしても社協はカットしないという認識だったんですか。

○事務局（風戸課長）　申し訳ございません。詳しいところまでは我々としてもお答えできません。

○原田委員　詳しくもないです。その基本的な話でしょう。何も難しい話をしているんじゃないですから。

私が言っているのは、そういう補助金のカットがないという前提で計画を作ったんでしょう。我々はそういう認識ですよ。重点取組項目にしても、補助金の大幅なカットなどはないという前提で決めてきた。それを、計画ができてから補助金カットしますというのはおかしいじゃないですか。それで、社協、社協と言っているけども、市が補助金をカットするから、社協は苦し紛れにあちこち触っているんじゃないですか。ふれあい事業助成金から専門別委員会助成金、あれだって全面カットした案を出してきているし、あちこち影響しているじゃないですか、その一つのために。だから、補助金を復活してくださいよ。前提が違うじゃないですか。ちゃんと答弁してくださいよ。補助金をカットしたら、重点取組項目だって見直しますよ。

○事務局（風戸課長）　当然、補助金のカットというものが出来れば、影響を受けるのは重々承知しております。ただ、それについても、それぞれの施策について、どのような形でやっていくのが一番良いのか、主たる目的を達成するためにはどうしたらいいのか工夫しながらやっていくというのが、やはり考え方だと思っております。

○原田委員　どうしてここで説明しないんですか。補助金のカットについて。

○山下会長　ここで質問のあがっている補助金、つまり地域福祉の財源というのは、民間財源も含めて非常に重要です。確かに、ご指摘のような、今まで受けていたものがなくなるということは、つまり中長期的な計画の進行見込みも含め、行政側の態度は一体どうなっているんだという御意見は確かだと思います。しかし、これら、地域福祉関係の全体的な来年度予算が現在進行形で動いているようにも聞いていますので、先ほど事務局が努力すると言った一言を受けつつ、別の質問に進んでもよろしいでしょうか。

○原田委員　だめです。だって、努力だけしたって、やっぱりできませんでしたという。

○山下会長　ここで努力したいと言ったって、結果、大体はやらないじゃないかと、そういうふうに言いたいんですよ。

○原田委員　皆さん、そう思いませんか。

○山下会長 では、事務局から、この補助金がどういう性質のものなのか説明できますか。委員の皆さんは御存じでも、これが議事録に残ることを考えると、今のお話は市民にとって少しも分かりません。ただ、この分科会は予算承認の委員会ではないので、決着をつけるという場でもないですから、最終的には事務局の預かりと、終わった後に委員へ説明を尽くすということになります。今説明できる中で解説は入れておいたほうが良いと思います。社協からも言うことがあればですが、まずは市からというのが原田委員の要望ですから。

○事務局（風戸課長） 千葉市としましては、社協に対しまして、様々な施策に対して補助金を出しております。その中の一つとして、ふれあい食事サービスがございます。そのほかにも、地域のものということで、いきいきサロン事業などに補助金を出しています。ふれあい食事サービスにつきまして、平成30年度予算案から補助金がなくなるというところでございます。

○山下会長 分かりやすい説明でした。そのふれあい食事サービスは、補助金の年間予算は幾らぐらいですか。

○事務局（風戸課長） およそ400万円です。

○山下会長 平成30年度予算案は、まだ議会で通っていないんですよね。

○事務局（風戸課長） 予算案はこれから議会に挙げていく形になるんですけど、今のところ挙げていないという状況です。

○山下会長 原田委員からは、予算案に挙げてくださいという意見と整理してよろしいでしょうか。

○原田委員 当然、計画を作る前提がそうなっているんですから、前提が崩れるじゃないですか。それから、ふれあい3事業にも補助金を出していると言われましたけど、出してないですよ。私が区事務所から聞いたのは、市から補助金をもらっていないということです。我々の会費でやっていると言っていましたよ、ふれあい3事業は。

私には、どういう因果関係があるのか分かりませんが、要するに、ふれあい食事サービスの補助金をカットしたために、社協は、ふれあい3事業だとか、それから専門別委員会の補助金だとか、全部見直したわけですよ、多分。影響ないとは言えない。それで、全部変わってきているわけですよ。この話は、市民説明会が終わってから出てきているわけですよ。だから、前提が違いますよと言っているんです。こんなやり方はないでしょうと言っているわけです。

それで花見川区としては、地区部会連絡会で、区としてはこのカット案は受け入れられませんということを申し上げた。市からは何の返答もないと。

○山下会長　それで、ここでまた言ってくれさったと、そういうことでいいですね。ありがとうございました。

今までのところで、事務局何かございますか。社協、どうぞ。

○社会福祉協議会（森課長）　社会福祉協議会の森でございます。「ふれあい・いきいきサロン」ですとか、「子育てサロン」、「散歩クラブ」、市からの補助金は若干とっていいのかどうか、頂戴していることは確かでございます。

○原田委員　どれぐらいもらっているんですか。この前の区の説明だとそうじゃなかったですよ。

○社会福祉協議会（森課長）　ふれあい事業で120万円弱ぐらいでございます。

○原田委員　それは、わずかだから言わなかったのかもしれないけど。

○社会福祉協議会（森課長）　ふれあい食事サービス事業につきましては、所管課は市の高齢福祉課になりまして、実は行政でも「配食サービス事業」というものをやっておったのですけれども、平成26年度末で民間の宅配業者が大分充実してきたということと、利用者がかなり減ってきたということで、廃止となっております。そのころから、市の基金の関係等もございまして、社協でもふれあい食事サービスという同じような事業をやっておりますので、そちらの補助金もカットするというようなお話もございました。その中で、民間業者の宅配と違うところは、社協は、地域の方が心を込めて作ったものを提供しているということです。

○原田委員　そんな話はいいんですよ。そんなことを聞いているのではないのだから。

○社会福祉協議会（森課長）　いずれにしても、数年前からそういうお話がありまして、地区部会にもこういう状況ですということはお伝えしてきたと思います。平成29年度末で補助金は廃止で、平成30年度からはないということは、数年前から言われておりました。

○原田委員　平成30年度から廃止するということは言っているんですか。

○社会福祉協議会（森課長）　はい、そのことはお伝えしてございます。

○原田委員　聞いていませんね。

○社会福祉協議会（森課長）　2～3年前に、ふれあい食事サービスを実施している地区部会さんにもアンケート調査等もやらせていただきながら、見通しにつきましては、お伝えさせていただいてきているところでございます。

○原田委員　じゃあ、なぜこの席ではっきり言わないんですか、そういう説明を。それによって内容は変わってきますよ。どこかで言っているかもしれないってそんな。議論の中に入ってこないじゃないですか。

○社会福祉協議会（森課長）　社協の助成金につきましては、ふれあい食事サービスというと、昭和50年代から。ふれあい・いきいきサロンにつきましては、平成15年ぐらいから助成しております。地域福祉計画が始まる前から助成しています。

○原田委員　今回、ふれあい食事サービスだけじゃなくて、ほかのものにも手をつけているじゃないですか。ここまで言うつもりはなかったけど、ついでに言っちゃったけれども。

○社会福祉協議会（森課長）　実は、社協の財源となっております共同募金につきましても、ここ2年間でかなり減っています、そういった事情もございます。

○山下会長　一度、ここまでの議論を整理させていただきます。地域福祉の財源というのは、公費そして住民からの社協会費や寄附など、公費と民間財源のミックスで進めていくということ、釈迦に説法な言い方ですが、それが1点。もう一つは、今議論している次期地域福祉計画の策定に当たって、地域福祉の財源の一つである公費の変化があり、来年度の地域福祉活動において支障が出るという情報が入ってきたときに、市民としてはやる気が削がれるというか、出鼻をくじかれるというか、そうした意見表明を今いただいたということが二つ目。三つ目の本題、ふれあい食事サービス自体の補助金を出す、出さないということについては、ここで審議する性質の話ではないので省略いたしますが、その情報を得た一臨時委員としては、それについての反対意見の申し出と、平成30年度予算に復活することを求めると、そういう意見があったということで議事録を残してもよろしいですか、原田委員。

○原田委員　最低限、それは言ってもらわなければ困りますね。

○山下会長　では、そういう趣旨で議事録の作成を進めてまいりますので、今後の予算のことについては、分科会の審議事項ではないので、事務局と個別にさせていただくことをお願いいたします。

では、次の意見について、武井委員からお願いします。

○武井委員　武井でございます。送られた資料に目を通して見たんですが、3点ほど質問、意見があります。

1点目として、例えば、17ページのところに、「地域における主な活動主体とその役割」という説明を付けられているのですが、この本文の説明はかなり分かりにくいというか、併せて言葉の使い方なんかも、例えば、18ページに「町内自治会」という言葉自身に説明があってこう書いているにもかかわらず、ほかのところでは、例えば、19ペー

ジの「スポーツ振興会」の一番上のところなんかには「自治会（町内会）」という書き方をしています。千葉市の場合はもう30年近くなるとは思います。が、「町内自治会」という言葉に統一したはずなのに、いまだにこんなことをやっていますし、そこだけかと思ったら、さらに21ページが一番下にもそういう書き方をされている。これは、計画の説明文は各々に任せたから、担当の事務局は関係ないという立場なのか。そうではなくて、この計画の中の一部分として入れるんだとしたら、ちゃんと統一させて、内容をもっとよく見ていただきたいですね。例えば、何年に幾つあるなどという時点もばらばらで、事前に送られてきた資料を見たら、平成26年度の数字が誤っていることを今日の会議で言おうと思ったら、それは今日の資料では直っているようではすけれども、それにしても、ばらばらのところが多過ぎますし、言葉も分かりにくい。また、19ページに「子ども会」を入れていますけれど、これについても、「子ども会」という形でこういう活動をしていますということで入れているのか、子ども会育成連絡会という形で入れているのか、そのあたりも分からないし、やはり市の計画として載せるんなら、それなりのものに改めるべきだと思います。

○山下会長 これは、御意見をいただくことでいいですね。

○武井委員 今、幾つか指摘したことについて、回答があればお聞きしたいです。

○山下会長 分かりました。では、御指摘についての回答をお願いします。

○事務局（志賀担当課長補佐） まず、用語の不統一については、私ども事務局の精査不足であります。こちらについては、率直にお詫びいたします。また、内容に関しましては、私どもで原案を書いた上で、各所管課でチェックをお願いしたところになります。

○山下会長 御指摘いただいた要望を書きとれなかったもので、もう一回言ってもらっていいですか。

○武井委員 その辺は、後で事務局に申し上げたいと思います。

それから2点目です。34ページから「先駆的な取組事例」がありますが、この「先駆的な取組事例」というものに、何で先駆的という言葉を使うのかと感じていたんですけど、やはり地域福祉計画、特に区計画には地域特性があるので、第3期計画から進めていることとして、その地域で重点取組項目を取り上げて、そこで活動していくという形をしてきているわけですね。そういう中で見ると、ここに挙げている活動も、そういう地域特性の例として挙げているので、これは先駆的という言葉を使わなくてもいいんじゃないか、むしろ活動事例の紹介とかで十分なのではないかと思います。先駆的というと、各々の地域で、これをまねしてやれますかという、そういうものでもない内容になっていますので、そのあたりも考えていただきたいのと、各区で事例を挙げたときには、もっと数があったと思いますので、これを各区一つだけに絞った経緯についても、どういう理由なのか説明していただければと思います。

○山下会長 事務局、お願いします。

○事務局（志賀担当課長補佐） まず、先駆的か否かということですが、昨年度の方針では、地域住民の皆様の参考となるような事例を「先駆的な取組事例」として紹介するということ、骨子として決まっておりますので、それに基づきまして、それを章名のタイトルとさせていただきました。また、もう一つ、確かに区の皆様からは、複数の案件を御紹介いただいております。それに関しまして、どのような基準で選んだかと申しますと、できるだけ様々な分野の様々な活動が取り入れられるように配慮して選んでおります。

○山下会長 先駆的というのが、計画書を通して見たときに引っかかるわけですね。ほかの委員の方はどうですか。そうかなという感じもするし、良いかなという感じもするしという空気が漂っていますけど。

○事務局（風戸課長） この「先駆的な取組事例」というものを決めさせていただいたのは、昨年度から策定方針、骨子を決めてきた中で、先ほども申し上げたんですが、計画が大作だけ読みにくいものになってしまっているという話もございましたので、計画を作成する中で、「先駆的な取組事例」というものを入れていきましょうということで、平成28年度の分科会で案として入れさせていただき、それを、今回この第4章という形で載せさせていただいているという経緯でございます。

○山下会長 私の記憶だと、最初はこの34ページの「先駆的な取組事例」の2行目に書いてある「好事例」という、よい事例、好事例をぐっと出すというような説明を受けたのですが、それが良いか悪いかは各地区の主体的な活動そのものなので、評価をそこでするようなことにはしないほうがいだろうと。今期の新しい事例を掲載することとしようかというような流れの中で、たしかこういう「先駆的」という言葉になったような記憶があるんですが、改めて読んでみると、これを先駆的と打って出ているのかという御意見があったということ、次に数事例を各区から出されたのだけれども、結果的に計画案（冊子）には、一つに絞られているので、その経緯を知りたいというのが、武井委員の質問だったので、その2点目のところを教えてください。

○事務局（志賀担当課長補佐） 複数の事例が区から挙がって、何でこの結果になったかということですが、まず、現在、この冊子は大体240ページ弱となりまして、やはりページ数ということも考えますと、第4章は新規の章になりますので、あまりページを増やすことができないという事情がございました。その上で、各区で一つは紹介する。例えば、こども、高齢者、NPO、社協、地区部会等、様々な活動主体、様々な活動分野等も考慮しながら、できるだけバランスよく事例を紹介したいということから、このような選定結果といたしました。

○山下会長 選定のプロセスにおいて、各委員の方に少し根回しをするとか、説明をするとかはされずに、事務局で、紙面の都合もあるので、それぞれの区の実組の中から総じていろいろな取組が読めるような冊子にするために、良い悪いではなくて、そのテーマで選ばせていただいた、そういうことでよろしいでしょうか。

○事務局（志賀担当課長補佐） 会長のおっしゃるとおりです。

○山下会長 ということなのですが、武井さん、どうでしょう。

○武井委員 ページ数も含めて、各区一つにせざるを得ないからというのは、それはそれでいいんだけど、やはりこの好事例ということは、先駆的という言葉を考えてほうがいいと思うんですよ。活動の紹介でも、活動事例の紹介でも全然問題ないと思います。

○山下会長 この件は引き取らせていただいて、ただ単に「取組事例」とすると魅力に欠ける章立てになるかもしれないので、そこをうまく抜け出せるかどうか、事務局と考えたいと思いますが、「先駆的」ということに少し違和感があるということ承りたいと思います。

○武井委員 次に３点目で、これが一番聞きたいところだったのですが、８９ページからの「市の取組み（公助の取組み）」のところで、９０ページのところに「９つのサービスの類型」と、それから「７つの対象分野」ということを分けられているわけですね。これをここで説明しておきながら、実際の分け方が、今度は「１０の取組みテーマ」となっていて、どこからこうなったのかが非常に分かりにくい。

これまでの３期計画のときも、それまでの１期、２期計画のときも、各区で各々の基本方針を決めて、それに基づいて、具体的な活動を決めてやってきているわけですね。それを市の公助の実組の中で、幾つかの「取組みテーマ」に分けて、その分類でやってきたのが今までです。それを今回、市の公助を「９つのサービス類型」として入れていたものを「１０の取組みテーマ」にしているわけですが、なぜそうしているのか、９０ページの「７つの対象分野」という形で一応分かりやすい形に分類していれば、それで十分じゃないですか。それをかえって分かりにくく、これまでも区の実組が市の「取組みテーマ」の何番目かという関連が非常に分かりにくかったんだけど、今回さらに分かりにくくしているので、何でこんなことをするのかと。もしそれをするのだったら、９０ページのこの記述は何ですかと。「１０の取組みテーマ」に分けるなら分けるだけの理由があって、それをこの９０ページで説明したら良いではないですか。第６章では「９つのサービス類型」「７つの対象分野」としておきながら、第７章では「１０の取組みテーマ」を挙げてくる理由は何ですか。

○事務局（志賀担当課長補佐） まず、「１０の取組みテーマ」ということですが、確かに第７章で使っている分類です。具体的には、１１６ページになりますが、１１６ページで「１０の取組みテーマ」というものを確かに今回御提案させていただいているところで

す。武井委員のお尋ねが、１１６ページの「１０の取組テーマ」と、９０ページの「９つのサービス類型」というものをなぜ重ねなかったのかという御質問かと思いますが、まず１１６ページの「取組テーマ」に関しては、基本的には、これは共助を整理したということになります。一方、９０ページの「９つのサービス類型」というのは、千葉市の公助を整理したものになります。したがって、「１０の取組テーマ」は共助の分類、「９つのサービス類型」は千葉市の公助の分類ということになります。御指摘のとおり、確かに似たような分類でありますので、分かりにくいということはありますが、第７章では「取組テーマ」を軸とした整理をしています。

○武井委員　　そうしなければいけない根拠って何ですか。９０ページと同じ９分類にしたらいけないですか。そうしないと、読んだ人は分かりにくくてしょうがないですよ。９０ページでは９分類で、その後の第７章では１０分類、何で分類を変えなければいけないんですか。

○事務局（志賀担当課長補佐）　　まず、第６章の趣旨ですが、既に地域福祉活動に携わっている方、携わろうとしている方が、このような活動をやりたいと決まっているときに、市からどのような支援を受けることができるのかを検索しやすいよう「９つのサービス類型」を定めております。

○武井委員　　その考え方がおかしいんじゃないですか。そもそも、市の計画でまとめているものを含めて、区の計画が先にあるんですよ。その区の計画に基づいて、実際にやる人はどうしているかといえば、区の基本方針の分類に則って、各々の具体的なテーマもなしということですよ。それに基づいて、その中から重点取組項目を決めてやりましょうと進めているんですよ。それって今の話と矛盾するじゃないですか。

○事務局（志賀担当課長補佐）　　矛盾するとは考えておりません。

○武井委員　　何ですか。

○事務局（志賀担当課長補佐）　　第６章に関しては、市がどのような手法を使って地域福祉活動を支援するかということでまとめており、今、武井委員がおっしゃったような、どのような分野でどのような活動をするかというのは、また別の分類が必要だという考えからこのような整理をとっております。

○武井委員　　そうであれば、９０ページの記述はいらないじゃないですか。何で９０ページの記述をここで書いて、また違うことを同じように書くんですか。

○山下会長　　ここで私が引き取っていいですか。この９０ページと３２ページが１１６ページとつながっていて、９０ページに「対象分野」というのが出てきて、この関係性が分かりにくい。あるいは、合理性があるのかというか。

○武井委員 必要性があるかどうかです。

○山下会長 必要性があるのかという質問をまずいただいたと。これに関連して、この90ページの「対象分野」というのは、これはいわゆる行政が主語で、どの課のどの予算科目がくつつくのかという、そういうことが多分書いてあるのだろうなと私は見たんですが、それが果たしてこの市民が読むべき地域福祉計画の中でどれぐらい必要かと。市民が地域福祉の推進に必要な財源（お金）を調達しようと思った場合、どの課（誰）を窓口にするかというのがよく分かるのですが、その手前のところで、じゃあ先ほどの武井委員の質問にあった、32ページや116ページの「10の取組みテーマ」にその「対象分野」が読み替えられればいいじゃないかと。一方でそういうこともおっしゃっているわけです。つまり、行政の各課、予算を持っている課が主体となるのか、あるいは、共助の取組テーマ自体が主語となって、そこに予算、あるいは担当課のこうしたものがついていくのかという、テクニックとしては、そういう話でいいかなと思います。

これは事務方と調整したいと思いますが、例えば、91ページをこのまま残すとしたときに、この「対象分野」の「地域福祉一般」と書いてあるのが、116ページの「10の取組テーマ」のどれに入るのかといった、その読み替えをきちんとしておかないと、このつながりが分からないという御指摘だとすると、それは確かにおっしゃるとおりで、丁寧に書き込んだほうが良いかなと思います。つまり、先ほどの原田委員もそうですが、市民が読む計画なので、分からないと質問が一つあったのは全て受けとめるという、これが「我が事」「丸ごと」ですから、ぜひその意見を尊重する意味で、今のような視点もあるかと思います。

さらに、実は、武井委員が言いたかったのは、そうじゃなくて、そもそもいらないのではないかというのが本音のところなのだろうと本当は思います。私は、先ほどから折衷案ばかり出しておりますけども、何となく理解いただけるか、いや、そうじゃない、もっと積極的にという議論もやり方としてはありますが、今までの話を聞いたところで、事務方は何かございますか。

長岡委員、関連する質問をなさいますか。

○長岡委員 関連します。

○山下会長 では、よろしくお願いします。

○長岡委員 今後、支え合いのまち千葉 推進計画を市民にどう情報提供していくかということが重要な課題だと思うんですけど、その部分が全くないんですね。逆に、地区部会の広報の予算が削られるとか、原田委員もおっしゃったんですけど、千葉市の市政だよりが月2回から1回になって、非常に読みづらくなったという、酷評とまでは言いませんけど、読みづらくなりました。市政だよりなどは、ページ数が少なく回数が多いほうが読みやすいんじゃないかと思ったりするんですが、逆の方向に動いている。整合性のない逆の動きをしているものがあるので、その点を指摘したいのと、場所についても、高齢者や地域の人たち、また子供たちの居場所が非常に求められているにもかかわらず、千葉市

は老人センターの条例を廃止にするとか、児童文化センターの条例を廃止にするとか、そういう逆の動きがあるんですね。じゃあ、その代わりは何ですかといったら、空き教室を使ってくださいという言い方をしていますけど、全ての地域に空き教室があるのかという問題もあるので、その辺が、立派な計画を作りながら、他方ではそうじゃない動きがあるということについて、大変危惧をしております。

そういうことがないよう、原田委員がおっしゃったふれあい食事サービスなんかも、本当に重要なのですよね。私の地域でも行っていましたが、一人一人伺って、御機嫌を伺いながら、ただ弁当を持っていくというだけの問題ではないんですね。だから、その辺の細かい気配り、配慮、心遣いというのがだんだん無視されたような形で、他方でこういう立派な計画をつくっているところを危惧しています。その辺をどう考えているのかということと、これを今後市民にどう伝えていくかということがはっきりしていない。情報提供という言葉がありますが、どう位置付けているのか見えないというのがあります。

○山下会長　御意見ありがとうございました。武井委員の議論もまだ続いていますので、ほかの方の意見もいただきながら、事務局と一問一答とすると詰まってしまうので、やりとりをしてからにしたいと思います。ほかの委員の方、林委員お願いします。

○林委員　千葉市民生委員児童委員協議会の林でございます。１２ページのところに、「民生委員・児童委員の活動状況」ということで棒グラフが載っておりますけれども、これがパブリックコメント手続として出て、市民の方々はこんなものかと御理解されると大変なことなので、少し意見を述べたいと思います。

平成２８年度の分野別相談・支援件数３８，９４６件、これは私どもも、もちろん承知している数値でございますけれども、この数字は、実は、我々が高齢者のお宅に行ったときに、お元気ですかという声掛けではなくて、ちょっと介護保険のことを聞きたいんだよという相談を受けて、それを行政の機関につなげるとか、あるいは子育てサロンに来ていたお母さん方が、ちょっと子供の発育が心配なんですよと言われたときに、それを行政の機関につなげると。こういう分野別の相談・支援件数ということで、これが年間３８，９４６件、年々低減しているということは、これは事実でございます。

そこで申し上げたいのは、私どもは、いろいろな福祉に関する御相談を受けて行政になぐという部分以外にも、実は、高齢者のお宅を回ったり、高齢者実態調査をしたりという部分がございます。それが例えば、調査実態把握ですとか、行事とか事業への参加とか、そういったものがございまして、これは、分野別相談・支援件数の３８，９４６件以外にも３０５，８８４件あります。

したがって、ここにある３８，９４６件というのは、全体の１１％を示しているのに過ぎないわけで、この数字がひとり歩きしてしまうと、民生委員ってこんなもんかということになりますので、実際には氷山の一角だということを何らかの表現で計画に出していただきたいということでございます。

○山下会長 御指摘のとおりかと思います。

○土屋副会長 林委員のお話について、私から少しだけ補足をさせていただきます。確かこの数字は、民生委員が毎日つけている日報の集計だと思うんですね。これは、いつか私が作ったデータが基になったのかもしれないんですが、実は、日報の件数自体は、実は減っているのです。それは、やはり行政サービスなどが充実してきたから、特に年金や医療の相談はすごく減っているはず。それはいろいろとしっかりしてきたから。そのかわり、実は増えているものがあるって、それが分類できない「その他」の相談なんです。ここを見逃してはいけないんですが、実は、制度に乗らない相談が今一番増えているのです。

だから、そこが一番問題であると、そこを計画で言ってあげないと、林委員がおっしゃったように、民生委員が楽になってきているんじゃないかと捉えられてしまうんです。もう一つは、民生委員の活動は外出の回数が増えているんです。これは推測ですけど、きっと、他の制度に乗らない相談は、恐らく民生委員が御自身で、例えば、病院に一緒についていったりとか、そういうことが読み取れるんですね。だから、そこを見逃しちゃうと、この日報の数字というのはあまり価値がなくなっちゃうんで、やはりデータを御覧になっていただいたほうがいいかと思います。

○山下会長 先ほどから出ています各団体に関連する記述は、当該団体と調整しながら作成していただきたいと思います。

ほかにございますか、原田委員、お願いします。

○原田委員 7 ページに「千葉市を取り巻く環境」というのがありますね。高齢化率だとか、年少人口だとか、いろいろと書いてありますけども、地域によってこの数値は全く違うんですよ。例えば、花見川区の場合、北西の3分の1ぐらいは65歳以上が40%を超えているし、75歳以上が20%を超えているわけですよ。14歳以下の年少人口は7.8%で少ないと。生産年齢人口も50%を割っているようなところがたくさんある。そういうところで、計画に書いてあることをどうやって推進していくかということなんですよ。ほとんど不可能ですね。計画には立派なことを書いているけども、こういう地域で推進するのは難しいですね。やる人がいないですから。どう進めるおつもりなのでしょうか。千葉市の平均では考えられないですよ。千葉市の平成40年の数字よりもきついですから。状況は非常に危機的です。

例えば、花見川団地、この10年間に4,000人ぐらい人口が減っています、花見川団地だけで。その隣のさつきが丘団地も減っているし、戸建てでは、こてはし台団地（こてはし台1丁目～6丁目）、それはもう65歳以上が48.0%（平成29年9月末現在）とかね、75歳以上はもちろん27.0%（平成29年9月末現在）になっているし、年少人口の割合ときたら7.9%（平成29年9月末現在）と極端に少ないです。

こういうところは、町内自治会自体が数年もたないと思いますね。加入率が減って。

そんな状況になってきているんですよ。その割に、みんなのんびりしているんだけれども、じわじわ来るものだから。

○山下会長 御指摘のとおりで、7ページの書きぶりで、例えば介護保険事業計画で定めた日常生活圏域ごとでそうした数値があるのか、行政データを使って、市全体の捉え方と今回の区ごとと、さらにそのもっと小さいところで随分と変化があるという記述を書いていくという、そういった調整をしていきたいと思います。

ほかに御意見はございませんか。

そろそろ次の議題に進めたい気持ちも少しありますので、まだ、マイクを持っていない方、ぜひ、一言ずついただきたいと思います、いかがでしょうか。

神山委員、お願いします。

○神山委員 お恥ずかしい話なんですけれども、千葉県社会福祉士会で基礎研修という研修課程があって、その中で、自分の住んでいる地域の地域福祉計画を見て、それでレポートを書くという単元があります。

僕は、その講師を数年担当しているんですけれども、福祉従事者でも、地域福祉計画を日常的に仕事の中で見て自分の仕事に反映させていこうとか、地域にどう還元していこうか、どういう貢献ができるのかというのを考えたことがあるかという、なかなかないんですよ。

恥ずかしい話なんですけど、福祉を仕事としている人の中でも、なかなかこういう計画を目にすることが少ないということです。社会福祉法が変わって、これから社会福祉法人も地域貢献だという話が出ているところですから、ぜひ、これまでの広め方にプラスして、社会福祉法人などにも、この計画目標を達成するために何か自分たちで考えていただけないかというような呼び掛けなど、そういったことをしていく必要があるのかなと思いました。

この計画ができた後のお話しになるんですけれども、そういったところも一つ考えながら、広報とかそういったものも展開していけたらいいのかなと思いました。

○山下会長 先ほどの長岡委員の御発言等とも連動しております。ありがとうございます。

ほかにございますか。

先ほど、武井委員の発言で、先駆的な事例を複数出したのに紙面の関係で1事例になったというのは、例えばホームページ上で出すとか、そういうのは可能なんですか。計画には載せられないけれど、ホームページ上で出すとか。

○事務局（風戸課長） 先駆的な取組事例というのか好事例というのか、いろいろ言い方はあると思うんですけれども、良い事例についてはホームページ上で載せていきたいと思っておりますので、それを見ていただいた方々が、困っていること、それからどうやっていけばやりやすいのかが見えるような形で載せていきたいと思っております。

○山下会長 ありがとうございます。

あと、もうしているのかもしれませんが、できることなら、各区の代表の方に、この事例を計画書に挙げますという経緯は根回しで入れておいてください。

ほかにございますか。

では、大体、御意見をいただいたところで、これでそろそろまとめてまいりたいんですが、先ほどから御意見をいただきましたように、地域福祉計画というのは、実は予算がついているようで、実はそうでもなくて、そもそも地域福祉の推進については、公費と民間財源とがミックスしていて、さらに厳しい財源をやりくりしている歴史があるんですが、今回策定したこの計画にあるように、2000年以降、地域福祉が社会福祉政策の横ぐしを指していく時代になり、随分と地域福祉という政策の名のもとに事業が整理できている感が非常にあります。次期地域福祉計画ををさらに地域福祉を深化させていくための再スタートだと言うのは失礼かもしれませんが、引き続き委員のみなさまからは厳しい御意見を交換しながら議論いただいて、とりわけ、市民がどう感じているかということを立脚点にし、分科会の中できちんと確認しあい、議事録を残しながら引き続き進めてまいりたいと思います。

今回ご指摘のありました、ふれあい食事サービスとか、ふれあい・いきいきサロンとか、特に「市民の居場所」、集まることのできる「場」の問題は、千葉市のみならず、ほかの都市部でも課題になっていますので、そうした集う場所をどう確保するかというところで調整を始めるのは、きっと福祉部局で完結してはならず、行政の別の部局の連携が必要にもなるでしょうから、今後も地域福祉の実現のためには、諸調整等、大変なことが待っていますけれども、汗をかきながら作っていくのが地域福祉計画ですので、いただいた御意見と事務局、会長預かりの幾つかの項目を了承いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山下会長 ありがとうございました。

一回、ここで引き取っていただけますか、お願いします。

○事務局（風戸課長） 事務局です。委員の皆様方におかれましては、貴重な御意見、御審議、ありがとうございました。今後、山下会長と御協議しながら、良いものにしていきたいと思っております。

今後なのですけれども、先ほど申し上げたとおり、12月のパブリックコメント手続の後、来年3月の分科会において最終案を調べてまいりたいと考えておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

○山下会長 臨時委員の皆様におかれましては、この地域福祉計画の策定に関連しますこの議題について貴重な御審議を賜り、ありがとうございます。臨時委員の皆様はこれで終了となります。お疲れ様でございました。事務局もここで交代となりますが、この後休憩を挟みまして、こちらの時計で45分からの再開でよろしいでしょうか。

では、ここで一時休会いたします。ありがとうございました。

(休憩)

（４）議題２「千葉市貧困対策アクションプラン（案）について」

○事務局（黒木主査） お待たせいたしました。では、議事の再開に当たりまして、改めて会議の成立について御報告させていただきます。

議題２の審議に当たり、社会福祉審議会設置条例第６条３項の規定により、臨時委員を含まない任意の過半数の出席が必要となりますが、現在、臨時委員を含まない委員総数１６人のうち１１人の出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、引き続き、山下会長、お願いいたします。

○山下会長 それでは、議題（２）千葉市貧困対策アクションプラン（案）について議事に入ります。まず、貧困対策と地域福祉のつながりはどういうことかということ、そこに暮らしている人たち、あるいはまだ排除されている人たちの問題になるんですが、国の政策上も、厚生労働省の社会・援護局の地域福祉課の生活困窮者自立支援室、簡単に言うと、新しく出てきた課題は全て地域福祉政策の枠組みと関連付けて検討していく流れが趨勢でございますので、突然の議題の感もあるかもしれませんが、まずは千葉市貧困対策アクションプラン（案）の説明を聞いていただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いします。

○事務局（市原課長） 保護課の市原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、長い御審議となって大変お疲れのところだと思いますが、引き続き、よろしくお願いいたします。それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、まず、千葉市貧困対策アクションプランの策定の趣旨について御説明をさせていただきますと思います。

資料４「千葉市貧困対策アクションプラン（概要版）」の１ページを御覧ください。

千葉市における生活保護の受給者数については、平成１９年度の約１２，０００人から平成２９年度には約２０，０００人に増加しておりまして、千葉市全体の人口に占める割合は２％を超える状況になっております。詳細な説明は省略させていただきますが、資料５「千葉市貧困対策アクションプラン（案）」の冊子になっているものの９ページから１１ページにかけまして、千葉市における生活保護の現状を記載しておりますので、後ほど参照していただければと思います。

次に、全国における相対的貧困率についてですが、資料５の１４ページに平成１５年からの推移を掲載しておりますので、こちらを御覧いただきたいと思います。相対的貧困率は、所得中央値の５０％、平成２７年時は１２２万円になりますが、これを下回る所得しか得ていない者の割合のことを言っております。平成２７年時の相対的貧困率は１５．６％で、平成２４年時に比べて０．５ポイント改善しておりますが、それでも７人に１人が貧困状態にあるといった状況にあり、生活困窮者への支援の必要性は、引き続き、高い状況にあるところでございます。

それでは、改めまして、資料４の１ページを御覧いただきたいと思います。

このような状況に加えて、近年、少子高齢化や核家族化がますます進展し、社会的孤立、

地域力の低下等が現象として現れるとともに、家族や地域社会を取り巻く環境の変化によって生活課題が複雑・多様化しており、縦割りの各福祉制度だけでは十分な対応ができなくなってきました。

こうした状況の中で、国では、平成27年4月に、生活困窮者の自立を支援するための法律として生活困窮者自立支援法を施行し、様々な支援を各自治体が包括的に実施していくこととなりました。

また、千葉市では、本年6月に、生活保護に至る前段階における自立支援の強化を図るため、全庁横断的に連携し、庁内関係課等による包括的な支援を検討する組織を立ち上げ、生活困窮者に寄り添った包括的な支援を行うための具体的な行動計画である、「千葉市貧困対策アクションプラン」を策定することとしたところです。

策定の趣旨、経緯については以上でございます。

続きまして、本プランの対象、位置付け、期間について御説明をしたいと思います。

まず、対象についてですが、対象は、大きく分けますと二つの状態にある者を対象としております。一つ目は経済的に貧困状態にある者、二つ目は社会的な孤立状態にある者でございます。

一つ目の経済的に貧困状態にある者につきましては、貧困についての客観的な概念として、所得が低く、人間らしい生活から程遠い状況にあるという「絶対的貧困」と、先ほども御説明させていただきました「相対的貧困」から整理する考え方があります。

他方で、このような客観的な指標とは別に、個々の主観的な認識を基準とする考え方があります。国が行いました国民生活基礎調査では、世帯の生活意識として2人に1人が「生活が苦しい」と答えております。こうした方は、失業、病気、家族の変化等の何らかの出来事をきっかけに困窮状態に陥ってしまう危険性を孕んでいると言えます。

生活困窮者自立支援法に基づき設置した、複合的な課題を抱えた方々に対する包括的な支援の窓口である、千葉市生活自立・仕事相談センターへの相談では、所得は相対的貧困状態以上の所得があるにもかかわらず、家計管理がうまくいかないことで、借金を繰り返して、生活に苦しんでいるというような方もいらっしゃいます。

したがって、一概に所得から見た対象者ということで限定するのではなく、社会的孤立状態にあるために何らかの出来事をきっかけに困窮状態に陥ってしまう危険性を孕んでいる方もいることから、本プランでは、相対的貧困状態にある者に限らず、困窮に陥るリスクが高いと考えられている者及び社会的孤立の状態にある者を含めた、貧困層が潜在している集団全体を対象とするというふうに考えております。

続きまして、本プランの位置付けになります。資料4の1ページ目と、資料5の3ページに記載したイメージ図を併せて御覧いただきたいと思います。

千葉市では、資料5の3ページのイメージ図のとおり、千葉市の憲法的な位置づけである「千葉市基本構想」を頂点に、「千葉市基本構想」で定める基本目標等を実現するために、「千葉市新基本計画」を定め、それを具体的かつ計画的に推進するために「実施計画」を定めております。これらを受けて「千葉市地域福祉計画」や「千葉市ホームレスの自立の支援に関する実施計画」といった個別計画が定められているところです。本プランでは、「千葉市基本構想」「千葉市新基本計画」「実施計画」を上位計画とした上で、各個別計画における、課題、背景、基本的な考え方等を貧困対策の視点から整理し、その上で、生活

困窮者自立支援制度を核とした生活困窮者に寄り添った包括的な支援を行うための具体的な行動計画を示すものとして位置付けたところでございます。

千葉市では、子どもの貧困対策については、こども未来局で「こども未来応援プラン」を策定しており、この中で基本構想や基本理念を掲げ、これらを踏まえた施策が書かれている状況にありますので、子どもの貧困対策につきましては、この「こども未来応援プラン」に委ねるという形で整理をさせていただいております。

ただし、本プランで核となる生活困窮者自立支援制度に係る施策につきましては、本プランでも取り組むべき施策として、重複して記載させていただいているところでございます。

資料４の３ページを御覧ください。

ここでは施策の方向性等を記載させていただいておりますが、一番右側の３の「施策の推進について」と書かれた部分のうち、５番目の「子どもへの対策」に記載しております、子どもへの学習支援事業等はこども未来応援プランでも施策として記載されているところでございますが、本プランで核となる生活困窮者自立支援制度の施策として、本プランでも重複して記載しているところでございます。

続きまして、本プランの計画期間になります。資料４の１ページ目を御覧ください。

本プランの計画期間は、流動的な時代の流れに対応できるようにということで、平成３０年度から平成３２年度までの３年間としております。

ただし、貧困対策につきましては、効果が出難いという性質もございますので、各施策につきましては、平成３２年度末までに達成すべき目標と別に、到達目標として１０年後である平成３９年度末に到達すべき目標というものも掲げております。

これにつきましては、参考として、資料５の３８ページを御覧ください。

３８ページ以降に、本プランで取り組むべき各施策を記載しておりますが、例えば、３８ページに記載しております、貧困対策の周知啓発（保護課）では、取組内容、それから平成２９年度８月の現況、平成３２年度末目標と合わせて、一番右側に到達目標を記載させていただいたところでございます。

続きまして、千葉市の現状になります。千葉市の現状を説明させていただく前に、本プランで核となる、千葉市生活自立・仕事相談センターについて、簡単に説明させていただきたいと思いますので、資料６の千葉市生活自立・仕事相談センターの概要等を御覧ください。

千葉市では、仕事や失業、病気、将来のこと等により生活に困りごとを抱えている方に対して包括的な支援を行うための窓口ということで、千葉市生活自立・仕事相談センターを市内３か所に設置しているところでございます。平成２５年１２月に中央区と稲毛区の各保健福祉センターの中に設置をし、今年の７月には新たに若葉保健福祉センターの中に設置したといった状況でございます。

このセンターでは、経験豊富な相談員が懇切丁寧に一人一人の悩みに応じた解決策を考え、寄り添いながら生活の立て直しをお手伝いしているところでございます。

支援の内容につきましては、資料中央部分に記載しておりますが、就労の問題、家計の問題、それから生活の問題等への支援のほかに、子どもに対する学習支援等を行っており、様々な困りごとに対して対応を行っているところでございます。

これまでの実績としましては、年間約1,000件の新規の相談に応じており、また、相談延べ件数としては平成28年度に8,335件となる等、経済的・社会的自立に向けて、生活困窮者一人一人に寄り添った包括的かつ継続的な支援を行っているところです。

資料6の裏面ですが、こちらに、今申しています市内3か所のセンターの開設場所・連絡先等を参考までに掲載させていただいておりますので、御覧ください。

簡単ではございますが、以上が千葉市生活自立・仕事相談センターの概要となります。

それでは、続きまして、千葉市の現状を説明させていただきます。

千葉市の現状につきましては、資料5の4ページから14ページまでに各種の統計資料を、16ページから19ページまでに市民意識調査の結果を、それから20ページから23ページまでに各関係機関へのアンケート調査の結果を、それから24ページから29ページまでにNPO法人へのヒアリング調査の結果を、最後に30ページに千葉市生活自立・仕事相談センターへのヒアリング調査の結果をそれぞれ記載しています。そういった形で様々な角度から千葉市の現状についての分析をさせていただいているところでございます。

ここでは、これらの調査の詳細な説明は、省略させていただきますが、生活困窮者に寄り添った包括的な支援を行う上で特に重要だと考えられる点につきまして、資料4に2点記載させていただいておりますので、この点について説明させていただきます。

資料4の1ページ目の右側部分を御覧ください。

ここでは大きく二つの視点から千葉市の現状を分析しております。

1点目は、「貧困リスクの高い者、孤立者の早期発見の必要性について」でございます。

先ほど御説明させていただきました、千葉市生活自立・仕事相談センターにおける相談経路は、関係機関からの紹介等、本人以外からの相談が35%を占めている状況にございます。

また、千葉市における千葉市生活自立・仕事相談センター等の自立相談支援機関に対する10万人当たりの平成28年度における新規相談件数は1か月8.2件になっており、国が示す目安値である22件とは乖離があることから、さらに多くの潜在的な需要があると考えているところです。このため、貧困リスクの高い者をいかに把握して支援に結びつけていくかが課題であると捉えております。

2点目は、生活課題の複雑化と包括的な支援の必要性についてでございます。

資料4の1ページ目の右側中央辺りに記載させていただいた円グラフは、千葉市生活自立・仕事相談センターを訪れる相談者の相談内容を分類したものでございます。

この円グラフを見ていただくと分かるかと思いますが、千葉市生活自立・仕事相談センターを訪れる相談者の相談内容は、「経済的困窮」「就職活動困難」「住まいの不安定」「メンタルヘルス」等、非常に多岐にわたっています。

また、その下にあります円グラフは、市民へのアンケート調査の結果でございまして、この調査で周囲に生活に困りごとを抱えている人が「いる」と答えた44%の方につきまして、その方が把握している周囲の方の困りごとの内容をグラフ化したものになります。その結果は、上の円グラフと同様に、「経済的なこと」「身体的なこと」「社会生活のこと」と多岐にわたっているといった状況が見てとれました。

さらに何種類の相談理由を抱えているのかということについて、あんしんケアセンター

を含む市内の相談機関にアンケート調査をしたところ、2種類が32%、3種類が28%、4種類が19%となっており、1種類は僅か15%に留まっているといった状況でございます。

このように複数の問題を同時に抱えたときに生活困窮に陥る傾向にある実態が明らかとなっており、この点につきましては、千葉市生活自立・仕事相談センターからのヒアリング結果におきましても、同センターからの話といたしまして、貧困に陥る背景について、「一つの事由だけでなく、経済的な問題、障害、健康問題、社会的な孤立、家族問題等の要因が幾つか重なることにより、自ら助けを求めることが困難な状態になり、困窮していく」といったような話を受けているところでございます。

以上を踏まえまして、最後の四角の囲みの部分になりますが、これらのまとめを記載させていただいております。ここでは、生活課題が複雑化し、対象や課題を限定する縦割りの各福祉制度だけでは十分な対応ができなくなっていることから、全庁横断的に連携し、庁内関係各課等による包括的な支援が必要となっているという形で整理をさせていただいております。

只今御説明させていただきました千葉市の現状等を踏まえて、次に施策の方向性についての説明をさせていただきます。

資料4の2ページ目を御覧ください。

千葉市の貧困対策アクションプランは、これまで説明してきました千葉市の現状を踏まえて、これまでの「待ちの支援」から「支援を必要とする方に支援を届ける」仕組みを構築するといったことを柱としております。

具体的な内容につきましては、こちらの絵を使って説明させていただきます。まず支援を必要とする者としたしましては、左側部分の中央辺りになりますが、大きく二つに分けることができると考えております。

一つ目は、「相談者」と書かれている、行政に対して何らかの相談や手続を既に行っている方になります。二つ目は、自尊感情が低下している方や社会的孤立者等の「相談に至っていない者」になります。

一つ目の「相談者」に対する従来の流れは、点線の矢印の部分になります。まず、相談者と書かれた部分から右上に伸びております、各種手続・相談等と書かれた点線の矢印になりますが、市営住宅等に関する家賃の手続や相談、各種保険料に対する納付手続や相談、障害・介護の認定申請・手続等、いわゆる行政に対して何らかの相談や手続を行ったときに相談者に生活困窮の端緒があった場合には、これまでは手続等に対応した部署が関係機関へ案内するか、千葉市生活自立・仕事相談センターに係る情報提供を行うという形に留まっております、千葉市生活自立・仕事相談センターと情報を共有することまでは十分にできていない状況でございました。

しかし、相談者の中には、自尊感情の低下等によって「もう、どうなってもいいや」というような考えで、自ら相談には行かないという方や、行けない方、それからコミュニケーションが苦手で説明がうまくできない方等もおりまして、千葉市生活自立・仕事相談センターに必ずしもつながらず、支援が届いてなかったケースもあろうかというふうに考えております。

このように、これまでの情報提供による「待ちの支援」だけでは不十分で、支援機関自

らがアプローチする仕組みが必要となってきたと考えているところでございます。

このため、新たなアプローチとしては、生活困窮者が行政機関等の窓口で各種手続や相談等を行った際に、対応した職員が生活困窮の端緒を見つけた場合には、これを見逃さずに、千葉市生活自立・仕事相談センターに情報共有シートを用いてつなぐ仕組みを構築していきたいというふうに考えております。

具体的には、対応した職員が、その方の困窮状態等を記載した、情報共有シートを作成し、本人から千葉市生活自立・仕事相談センターに情報を提供することについての同意を得た上で、この情報共有シートをセンターに渡すという形を考えております。

千葉市生活自立・仕事相談センターは、情報共有シートで状況を確認した後、相談者に電話をかけて訪問する等のアウトリーチを行い、支援を届けるといった形になります。

それから、二つ目の相談に至っていない方についての支援につきましては、一番下の左の方から右側への早期発見と書かれた矢印ですが、民生委員や町内自治会、コミュニティソーシャルワーカー、NPO法人等から支援を必要とする方に係る情報提供を受けた中で、千葉市生活自立・仕事相談センターが同じようにアウトリーチを行っていくといった形になります。これらによって、支援を必要とする方に支援を届けことが本プランの柱になります。

アウトリーチによって支援を必要とする方を把握した後は、千葉市生活自立・仕事相談センターが各分野の支援機関と連携をした中で包括的な支援を行い、生活困窮状態からの脱却を目指していくことになりますが、支援の具体的な内容の一例としましては、左側の上の「各分野の支援事業・支援機関による支援」に記載したようなものとなります。

それでは、ここで、本プランの数値目標を説明させていただきます。右上部分を御覧ください。

四角の囲みの部分になりますが、数値目標としては大きく二つありまして、一つ目は、千葉市における自立相談支援機関に対する新規相談件数を、国が示すKPIと同等に近づけること、二つ目は、新規相談件数を同等に近づけた上で、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率を国が示すKPIと同等としていくといったこととございます。

現在の実績と国が示しておりますKPIについてはそこに記載のとおりでございます。

只今、全体の施策の方向性についての説明をさせていただきましたが、本プランでは、課題として大きく六つに整理をしております。

資料4の3ページ目を御覧ください。

こちらでは、一番左側にこれまでの取組みから見える課題を、中央に施策の方向性を、一番右側に施策の推進に向けた施策をそれぞれ記載しているところとございます。

それでは、課題ごとの内容を少し説明させていただきます。

課題の一つ目は、貧困リスクの高い者、孤立者の早期発見が必要であることです。

これにつきましては、既に御説明をしましたが、自尊感情の低下等によって相談に至っていない者、地域から孤立し、自ら情報にアクセスすることが難しいために相談に至っていない者等をどうつなげていくかが課題となっており、具体的な施策としましては五つ掲げさせていただいております。

一番右側になりますが、「①の貧困対策への周知啓発」は、町内自治会への千葉市生活自立・仕事相談センターの周知や関係機関等への周知を行うというものです。②は、先ほど

説明した情報共有体制を構築していこうというものでございます。③は、千葉市生活自立・仕事相談センターやあんしんケアセンター、民生委員との連携を強化していくといったものでございます。④は、生活困窮者は滞納等をしている傾向があることから、国保、後期高齢、国民年金等の各種相談窓口との連携を強化するといったものでございます。そして、⑤は、学校（教職員）との連携強化といったことになります。

課題の二つ目は、相談体制の強化・充実、包括的な支援が必要であるということでございます。

生活困窮者の相談は、経済的困窮から家族の問題まで多岐にわたっておりまして、包括的な相談体制が求められていること、また、課題1に対する施策の実施により、千葉市生活自立・仕事相談センター等の相談窓口の強化が必要となってくると考えられるために、支援体制の充実等を施策として盛り込ませていただいております。

それから、課題の三つ目は、多様なサービスの提供、支援体制の充実が必要であるということです。相談機関へのアンケートでは1人が6種類の問題を抱える多問題事例の存在が明らかになっており、社会環境の変化に伴って様々な分野の課題が絡み合っており、複雑化し、既存の制度だけでは十分に対応できない者への支援の必要性が示される等、行政機関による支援の充実、民間団体等とのさらなる連携が求められているところでございます。

また、千葉市生活自立・仕事相談センターの支援業務の1割から2割は、部屋探しとなっており、特に生活保護を受給しないで収入が不安定な方についての部屋探しに苦勞されているといった状況がございます。

こうしたことから、それぞれの事情に寄り添った支援を行うことができる体制を構築していくこと、就労支援及び生活の安定のための基本的な要素である住宅支援について特に充実させること等を方向性として、具体的な施策としては「①の生活困窮者自立支援事業の活用」や「②の住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度の活用」、「③の住宅情報提供事業（すまいのコンシェルジュ）の活用」等を盛り込ませていただいております。

それから、課題の四つ目は、多様な主体による連携強化が必要であることです。貧困とは様々な要因で陥ると考えられること、貧困リスクの高い者は複合的な問題を抱えている場合が多いこと等から、行政制度だけでなく、民間支援団体、地域団体等とも連携をしながら対応する必要があるというところでございます。

具体的な施策としましては、①の社会福祉協議会や、②のNPO法人、③の千葉労働局、④の関係機関等との連携強化等を盛り込んでいるといったところでございます。

それから、課題の五つ目は、少しこれまでの課題とは異なりますが、「子どもへの対策が必要である」ということです。千葉市における経済的に困難な状況にある生活保護世帯や児童扶養手当受給世帯、それから就学援助を利用しております世帯の児童ですとか、社会的養護の対象児童等、支援を要する子どもは約1万3,000人、約13人に1人となっております、こうした子どもに対するさらなる支援が必要となっております。

子どもの貧困対策につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、こども未来応援プランに委ねることとしておりますが、生活困窮者自立支援制度を核とする施策である子どもの学習支援事業の強化や高校中退防止対策の検討等は本プランの中でも取り組むべきであるとして記載させていただいているところでございます。

それから課題の六つ目は、健康の保持増進を図る必要があるということです。

相談機関へのアンケートでは、「身体的病気・怪我」の相談が11%、「精神的病気・メンタル」の相談が7%になっておりまして、合計いたしますと、経済的困窮の次に多い相談内容になっております。

また、生活保護の開始理由では、「世帯主の傷病」が3番目に多い理由となっており、栄養面ですとか、薬物の対策、健診等健康分野での対応が不可欠であるといったところとなっております。

このため、施策としましては、栄養・食生活改善事業の活用や国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査及び特定保健指導の実施及び受診勧奨等を掲げているところでございます。

内容の説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山下会長 ありがとうございます。只今の御説明につきまして、御質問、御意見を一括してお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○土屋副会長 では、私から二つほど。

概要版の策定の趣旨を読ませていただいたんですが、これはスタンスが何か違うのではないかと考えているんですよ。

基本的には、国は、平成27年から法律をつくって生活困窮者の自立支援をやってきた。国全体の生活保護受給者数は、確か、平成27年に214万人で、その数は下がってきている。どの文章を見ても、そこには法律までつくってやった仕事の成果というのをちゃんと謳っているんですね。策定の趣旨を見ると、ただ、国はそういう制度をつくりましたと、これからそれを中心にやっていきますというスタンスになるんだけど、千葉市は平成27年の法施行前に、いわゆるモデル事業として1年半も早くから生活困窮者への支援をやっているわけだ。そうすると、これは税金を使ってやっているわけだから、やはりこの成果をきちんとして言っていて、生活保護受給者数は増えているのかもしれないけど、例えば高齢者の生活保護の利用が増えているだとか、その部分を表に出していかないと。いわゆる、これから始まるのではなくて、もう始まっているんですよ。生活困窮者自立支援法というのは、うちももう一生懸命取り組んでいるのだから、これからアクションプランを作るといえるのはわかるんだけど、その仕事はもう3年前からやっているんだよというスタンスで私はこの部分は書くべきではないかなと思うんですけどね。

もう一つ。いろいろなところで横断的にやっていただくこと、これは非常に良いことだと思うんです。ただ、今、介護なんかでも、ケア会議とか、そういう多職種が連携する、そういう場を設けているんだけど、なかなか実はこれは思ったとおりには働いていないというのが実態であって、今、どういう方向にあるのかというと、より専門的なスキルを持った人にそのケア会議の場に来て欲しいという、そういうニーズがある。だから、いろんなセクションでいろんなことをやっていただくのは良いんだけど、それをどうやって、「情報共有シート」とおっしゃいましたけど、どういうふうにみんなが情報を共有して、その一つに対して大局的に対応していくのか、そこが二つ目のどういうふうにお考えになっているのかなというお尋ねです。

○山下会長 それでは、お願いします。

○事務局（市原課長） 1点目ですが、確かに、今、土屋副会長がおっしゃったとおり、千葉市では、平成25年12月から中央区と稲毛区でモデル事業として自立相談支援事業を実施しているといった経緯がございます。それから、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されて今日に至る流れになっているといったところがあるというのは事実でございます。

千葉市生活自立・仕事相談センターについて少し補足させていただくと、それぞれ千葉市直営ではなく、これまで地域に根差して活動してきた、例えば社会福祉協議会や生活困窮者自立支援法ができる前から困窮者の事業に携わっていた民間の団体に委託する形で今日まで進めてきたといったような経緯があるということを補足で説明させていただきます。

土屋副会長がおっしゃったとおり、実績というのは当然あるわけでございますが、今年度、保健福祉局におきまして地域共生社会推進事業部という庁内の連携の機関を立ち上げた中で、私ども保護課も、生活自立支援班ということでこの困窮に係る部分を担わせていただいておりますので、この庁内関係連絡機関を通した中で貧困対策アクションプランを掲げ、現在、課題となっておりますこの相談件数を増やして、さらなる困窮者の方の支援の充実に努めていきたいというふうに考えたところから、こういった形の策定経緯にさせていただいたところでございます。

2点目の御質問については、再度、御説明していただいてもよろしいですか。

○土屋副会長 1点目は、もう三、四年前から努力してやってこられたことをきちんと書いた方がいいんじゃないのと、周りがよく理解してくれているんじゃないんですかということね。

○事務局（市原課長） ありがとうございます。

○土屋副会長 2点目は、すごく良いことだと思うんだけど、なかなか介護なんかの場合で見ていると情報共有ってすごく難しいよと。だけど、その点どうですかねという、質問なのかな、どんなふうに、感想でも良いから。

○事務局（市原課長） おっしゃるとおり、情報共有をしていく中で、皆さんそれぞれの窓口でいろいろな事務手続等を通常業務として行っているところですので、情報共有シートが煩雑なものになってしまうと、形骸化した情報共有シートということになってしまうと思いますので、そこは皆さんが書きやすいような形にしたいと考えております。それから、こういった形で進めてくださいというようなマニュアル的なものも作ってお示した中で、進めていきたいと考えております。形につきましては、これから良い形を検討するといったところでございますので、御意見を踏まえた中でそういったシートを作っていくと考えております。

○山下会長 ほかに、御意見、御質問はございますか。

○初芝保健福祉局次長 1点目の補足ですが、土屋副会長から御指摘のあった策定の趣旨のところでは、平成25年度からの実績についても触れるよう検討したいと思います。

○山下会長 分かりました。
では、松崎委員、お願いします。

○松崎委員 質問といたしますのは、これはいろいろ情報共有をして、非常に多問題を抱えておられる、そういう方に、どこが最終的にきちんと情報を全部総合化して、その人の支援プランを立てて、そして寄り添って、そしてここまで来たら大丈夫かなというような支援をするのはどこの責任になってやるのか、それをお聞きしたいと思います。

○事務局（市原課長） 支援のプランにつきましては、千葉市生活自立・仕事相談センター、つまり千葉市で最終的には作る形になりますので、千葉市生活自立・仕事相談センターの相談員等が支援調整会議なるものを、これは定期でやるものと随時でやるものがありますが、この会議に参画いたしまして、そこでその方のプランを決めていくといったような形になっております。

○松崎委員 千葉市というのは、保護課なんですか。

○事務局（市原課長） そうです。私どもの所管事業になりますので、最終的にはこのプランを支援調整会議に保護課の職員も参画した中で決定していく流れになっております。

○松崎委員 そうしますと、今、稲毛区と中央区、若葉区の3か所で生活困窮者自立支援相談に係ることをやっていますが、そこでの成果というのでしょうか、実績というのはどんなふうに評価しておられるのか、つまり、それはもうほかの窓口でできない部分を、そちらに包括的に支援するという形で委託していくことをやっているわけですね。その辺の成果というのは、確実に何か評価できるような、そういう仕組みを持っておられるのかどうか、お聞きしたいんですけども。

○事務局（市原課長） よく自立支援といいますと就労ということで強く考えられてしまっている部分がありますが、生活困窮者の方に対しては、先ほども申しましたように、様々な状況で複雑な問題を抱えている中で一般的な就労はすぐにはできないという状況の方、例えばひきこもりの状況にあるために家から外に出ることの段階から始める必要がある方や、日常生活の段階からの支援を必要とする方等、いろいろございますので、なかなか効果という形では見られない部分があります。評価とおっしゃる部分では、千葉市生活自立・仕事相談センターの新規の相談件数は、先ほど年1,000件という形で御説明をさせていただきましたが、これが延べ件数になりますと平成27年度が5,000件、平成28年度が8,000件と増えてきておりますので、1人にかかわる相談件数、相談回数が増えてきているというところで、懇切丁寧な説明・対応ができていないかと評価しているところでございます。

○松崎委員　もう1点は、生活困窮に至る過程の中で、やはり経済的な問題と同時に、住まいというか、住宅をなくしていく、家賃が払えなくて出なきゃいけないとか、それこそ市営住宅でも、公団でも家賃が払えなければやはり立ち退きをさせられるというようなことがあると思うんですが、そういう住まいに対しての支援をどのようにしていくのかということ。

もう1点は、ホームレスについては、少し聞きづらいんですが、実際、いわゆる目に見える形でのホームレスというのは非常に少なくなっているということなんですが、同時に無料低額宿泊所というのは千葉市はたくさん抱えているわけですね。だから、その辺のところで、一応、住宅も安定しているし、生活も安定しているというふうに見て、その必要な措置なんだというふうに御覧になっているのか、そののところに何について伺いたいです。

○事務局（市原課長）　住宅という部分での御質問ですが、資料4の2ページ目の各分野の支援事業・支援機関による支援のうち、生活困窮者自立支援制度を核とした支援の一時生活支援事業、これは生活困窮者自立支援制度の任意事業になりますが、千葉市ではこれを実施しております。これがいわゆるシェルター事業、一時生活というところで、住まいのない方、先ほど申しましたホームレス等も対象とし、期間としては原則3か月を目途とした中で、衣食の提供も含めた支援を行っており、住居をこの事業で確保した中で、例えば就労先を探すとか、そういった自立に対する支援を千葉市生活自立・仕事相談センターと協力して行っていくといったような形で平成28年度から行っているところでございます。

それと、補足的に、資料4の3ページ目で先ほど御説明させていただきましたが、3の多様なサービスの提供・支援体制の充実が必要というところの3（2）で、「就労支援及び生活の安定のための基礎的な要素である住宅支援について特に充実させる」こととしており、施策としては住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録制度の活用や住宅情報提供事業（住まいのコンシェルジュ）の活用において今後も支援を進めていきたいと考えているところでございます。

○山下会長　ありがとうございます。

ほかには、ございますか。神山委員。

○神山委員　ひととおりに見せていただいて、なるほどなと思ったんですが、幾つか意見ということで申し上げますと、先ほど、長岡委員から市政だよりが大分読みにくくなったという話が出ましたが、確か、市政だよりは全部の家にポスティングでの配布になりましたよね。隣の市で同じように市政だよりをポスティングで全部の家に配布するようになって、そこに生活困窮者自立支援事業の相談窓口のチラシを一緒に入れたことがあって、かなり反響があったんですね。それを見て相談される方がかなり増えたというところもありますので、是非、市政だよりを使っていったら良いなということを思いました。これ、是非、やって欲しいなというところです。

あと、相談機関との連携等でいろいろ情報を共有しているところは結構難しいなとは思

っているんですが、例えば、あんしんケアセンターや障害者の相談支援事業所が主催するようなケア会議に千葉市生活自立・仕事相談センターの職員が呼ばれてケア会議に参加するということも出てくると思うんです。知っているところだと、行政とか障害の相談、それから包括、この千葉市生活自立・仕事相談センター、あとは隣の市の行政とか、何か、すごくいろんなところを跨いだケア会議等も実際にはやっているケースもありますので、そういったところにきちんと活かせるようなシートの内容にしていかないと形骸化しちゃうというのが、一番もったいないと思いますので、そういうのも少し意識して中身というのは検討していただきたいなというところがあります。

あと、家賃の滞納があって初めて不動産の業者からこの千葉市生活自立・仕事相談センターにどうしたら良いかというような問い合わせがあるということも少なくない聞いていますので、あと、ライフライン事業者ですね、こういったところと、何かあったときに連絡をいただけるような、そういう体制を作っていくということも必要なのかなと思いました。

あとは、子どもの方は別のプランの方というお話もありましたが、小学校、中学校は子どものほぼ全数を把握できる機関だと思います。千葉市にもスクールソーシャルワーカー等の配置があると思いますが、そういったところとも積極的にやりとりができるような体制をもっていただきたいなというところ。

あと、もう一つですが、今、3拠点で相談を受けていると思いますが、この拠点を増やすというお考えはないんですか。相談員を増やすというふうにプランではありましたが、この拠点自体を増やしていくという構想はあるのかというのを、最後にお聞きしたいんですが。

○事務局（市原課長） 会長、よろしいですか。

○山下会長 はい。

○事務局（市原課長） 相談件数が情報共有体制の構築等により増えてきた際には、当然、相談員の数も足りないという状況も生まれてくると思いますので、そういった場合には、相談員の増員を検討しなければならないと考えております。増員ではなく、各区に一つずつのセンターの設置が必要だという判断に至った場合には、増設についても検討しなければいけないというふうには考えておりますが、現計画の中では増設というところまでは考えてはおりません。千葉市生活自立・仕事相談センターの増設ということで計画にも載せていただいておりますので、相談件数の増加の状況に応じた中で考えていきたいというふうに思っております。

○山下会長 どうぞ。

○高山委員 身障連合会の高山です。

この相談に行くということは、自分から、恥を忍んで相談に行くわけですね。そのときに、相談員が少なく、かなり待たされるというような事例はないんですか。あんまり待たされると、もう二度と相談に行きたくなくなるというようなことが発生するおそれがある。相談に行ったときに、素早くそれに対応してあげるといような体制がしっかりと取れているかどうかというのを確認したい。

○事務局（市原課長） 現在のところ、高山委員がおっしゃったような、待たされて困ったというような苦情は受けている状況にはございません。今後も、相談件数の増加の状況に応じて、必要であれば年度途中でも、例えば、補正の予算を組む等して、相談員の補充、拡充に努めたいと考えております。

○高山委員 かなり勇気を持って行くと思うので、是非、よろしくお願いします。

○山下会長 ありがとうございます。ほかには、ございませんか。

○松崎委員 子どもの対策ですが、子どもというのはそれぞれ家族、家庭があるわけですね。もちろん社会的養護を受けている子どもも。その子どもたちの自立支援ということも考えていかなきゃいけないんですが、やはり子どもだけ切り離すというのは、私は貧困問題を考えるときは、その家庭なり、家族全体のことを考えて捉えていかなきゃいけない。親の就労がうまくいかないとか、病気で就労がうまくいかないとか、そういう問題があるので、ここで「委ねる」と書いてありますが、私は委ねるのではなくて、連携することじゃないかなというふうに。委ねるといって、何か、そっちはそっちで子どものことは子どもでやってくださいというふうに思えるので、そこは少し気になります。

○事務局（市原課長） それにつきましては、「委ねる」という言葉にはしてありますが、私どもも子どもの計画の策定の方の部会、委員会にメンバーとして入っておりますし、資料4の2ページ目の右側に千葉市生活自立・仕事相談センターが記載してありまして、その下に、双方向矢印があると思うのですが、そこに子どもナビゲーターというものがあると思いますが、これをこども未来応援プランで新たに設置して、千葉市生活自立・仕事相談センターと協働、連携した中で支援を行っていくといったことも盛り込まれておりますので、そういった意味で、子どもの部分の支援についてはこの子どもナビゲーターを核としたこども未来応援プランに委ねた形にした中で、貧困対策アクションプランとしても、こちらには載っていないようなことや独自の事業については子どもに対してもきちんとやっていくといったような整理にさせていただいているといったところでの御理解をいただければというふうに思います。

○山下会長　ほかにございますか。

初めて見た内容もございますので、たくさんの御意見等をいただきまして、ありがとうございました。

この貧困問題に関連するこのアクションプランですが、先ほどの皆様の御意見のとおりなんですが、絵に描いた餅にしないために、アクションプランと実践のつながりが気になるところです。例えばこの資料5の39ページ「情報共有体制の構築（保護課）」と書いてあるところの、いわゆる連携や解決の仕方が難しいんじゃないか。40ページのあんしんケアセンターとの連携強化と書くことは良いんだけど、実際にどうやってするとうまくいくのと、そうした話があるとは思うんです。これはアクションプラン上はこれで表現できたとしても、実際のコミュニティソーシャルワーカー等の動き方はよく注目していく必要があります。つまり、各機関が役割を果たし連携してうまくいく場合と、一方で、ワンストップサービスというか、一回かかわった人がずっと伴走型で貫く、たしかに機関とは連携するけれども、しかし相談者は変わらずに基本的に同じソーシャルワーカーがかかわっていく。もう少し具体的にいうと、あんしんケアセンターで高齢者の貧困や虐待・権利擁護の問題等には注目できるんだけど、その家族で同居している60代、50代の稼働年齢層だけでも働いていない、ひきこもりの子どもの問題になるとあんしんケアセンター等の方では家族にかかわるところまでは躊躇し、急に引いてしまうといった事例をいくつか耳にしています。千葉市はどうなっているか分からないですが。長くなりましたが、そうしたことを考えると、地域福祉計画のところの91ページと103ページの「多機関の協働による相談支援体制の包括化」とか、千葉市生活自立・仕事相談センター等のこの書きぶりの対象分野と担当課のところに、それぞれの担当行政課を入れていかないとつながらないのかなと、今、聞きながら思ってしまったわけです。少なくとも庁内各部局・課で横串を刺すのであれば、このアクションプランに書いてあることと、ここの地域福祉計画のところは地域福祉課と地域包括ケア推進課だけの仕事じゃないという整理をするとか、そうしたことを少し検討していく必要があるのかなというのが、今日、皆さんの御意見を聞いた総合的な感想です。

もう一つが、その制度の周知を図るというので、例えば神山委員は全戸配布するとそれなりの情報があるんじゃないかということが一つありましたし、高山委員からは、相当な覚悟で相談に来るということがありましたが、一方では、民生・児童委員は実は地域に暮らすいろいろな方の課題を知っているんだけど、機関につないでもこれまであまり解決しない状況を体験的に理解していて、結果、どこにつなげば良いかわからないという実態も本当はあるのかなとも思っているわけです。相談の入り口で、発見と気づきといいます、最初の発見を、誰が担うかということと、機関がどのように受け止めて、どこと連携するかということと、自立、困窮からの脱却に向けた、就労の相談と住まいの相談と負債の相談と家計支援の相談と生活習慣の相談という、そうしたものをソーシャルワークの技術等を用いて展開していく、それこそ連携してやらなきゃいけないのかというのは、ソーシャルワーカーの方の力量の問題が出てくるので、そうしたことが随分課題として見えてきているアクションプランができたというふうな捉え方ができるのが、今回のアクションプランをみたわたくしの感想です。

一つだけ言いたいのが、46ページで「就学援助・学習支援事業周知のための教職員へ

の啓発強化」という部分なのですが、特に子どもの学習支援とか子どもの問題はこども未来応援プランに委ねるという、行政サイドの文化というか、政策的な理屈は分かるんですが、学校教職員が「ソーシャルワーク（個人、家族を見て、例えば、スクールソーシャルワーカーが子どもを真ん中において、人と環境に働きかけるという）と協働する視点をもつ」ということが重要で、つまり、学校教職員がソーシャルワークをするのではなく、ソーシャルワークの視点を持つというのがとても大事で、福祉部局からもメッセージし続けたいことなんですね。

したがって、教職員にソーシャルワークをやりなさいというふうにここで書くんじゃないくて、そのソーシャルワークの有用性を理解するといった、そこをこの目標にするだけで随分変わってくるので、教育委員会とかそうしたところと連携するためには、ソーシャルワークというのは、人と環境に働きかけていくという、もしかしたら、書き方はもう少しほかの書きぶりが良いかもしれませんが、そうしたことが必要だと思います。

幾つか、そういう意味では、この御覧いただいたそれぞれの団体のところの書きぶりにおいて、もう少し書いた方がいいかなとか、もう少し増やした方がいいかなとか、例えばモデルでやっているところの30ページのところをもう少し書き込んでもいいかなとか、そうした調整を少しいただくような猶予をいただきながら、事務局と会長預かりで、この案を御了承いただくというような方向でよろしいでしょうか。

ほかに御意見があれば、また、承りたいのですが。どうぞ、林委員と松崎委員。

○林委員 今、先生がおっしゃった民生委員との連携ということで、千葉市生活自立・仕事相談センターですとか、あんしんケアセンターと民生委員というのは、定期的に情報をいただいたりしているんですよ。

ただ、実際に、例えば高齢者の、特にひとり暮らしのお宅ですとなかなか見えない、ひょっとしたら危ないんじゃないのというような部分ももちろんあるわけですが、それはあんしんケアセンターと結構つなぐことができますので、それから千葉市生活自立・仕事相談センターにも民生委員からの情報提供というのはかなりの比率でいっているはずなんです。

ただ、それが先ほども言いましたように、高齢者の、その人にとって貧困というのがどの程度のパーセンテージというか、ちょっと数値化するような話ではないですけども、その辺がいまいちよく見きわめ切れないし、非常に難しい。普段の「おじいさん、おばあさん、どうですか。元気ですか」というような中からはなかなかつかみ切れない部分なので、そういう意味では、この辺のほかの団体との連携体制だとか、そういったものをもう少し検討して追記していただいた方が良いのかなという感じがしないでもないですね。

○山下会長 ありがとうございます。それでは、松崎委員。

○松崎委員 子どもナビゲーターという資格を持っている方が、それと学校では、千葉市の場合には、スクールソーシャルワーカーというのを各区で決めているんですか、それとも各学校に一人ずついるとか、そういうわけではないのでしょうか。なにしろ問題があれば、スクールソーシャルワーカーに声をかけている。

○松崎委員 スクールソーシャルワーカーも生活困窮の児童であるというところはかなり掘んでいるし、家庭内暴力のことも掘んでいたりする。スクールソーシャルワーカーと子どもナビゲーターとで、どういう違いがあるのかはわからないですが。

○事務局（市原課長） 子どもナビゲーターについては、こども未来局の施策なので、詳しいところまではお話しすることができないのですが、先ほど委員がおっしゃったスクールソーシャルワーカーについては家庭の中には入っていかないのではないかと思います。子どもナビゲーターにつきましては、その家庭の子どもの部分について特化した形での御相談を受け、家庭に入りこんで支援をしていくことになるかと思います。

世帯の支援で足りない部分については千葉市生活自立・仕事相談センターが支援することで、世帯全体の支援を行っていくことになります。子どもの部分については子どもナビゲーターが特化した形で支援をしていきますが、子どもの部分以外の世帯の問題等につきましては、子どもナビゲーターと千葉市生活自立・仕事相談センターとが、一緒に考えていくといったような連携を考えているところでございます。

あと、おそらく、子どもナビゲーターも、スクールソーシャルワーカーとの連携が当然に必要なようになってくるといふ形にはなるのではないかとこのように思っております。

○土屋副会長 それでね、今、千葉市の教育委員会は、いわゆる小1の壁をなくせと国の施策があるじゃないですか、これに取り組もうとされているんですよ。ですから、学校側が引けてから5時までは、いわゆる延長の教育という、いわゆる教育の延長だよ。5時から7時ぐらいまでは、生活の場として子どもを預かるような、いわゆるそういう事業にきつと取り組むはずだから、そういう中でこれまで以上にいろんな幅広いことをおやりになるようなお話を伺っていますので、期待しても良いのかなと思いますよ。

○山下会長 では、そういうことで、もう少し意見がありそうなので、意見用紙を配っていただいて、1週間ぐらいの間にもし御意見があれば、それをいただいて、事務局と委員長預かりで修正していくというような手順とさせていただきたいと思います。

基本的には庁内連携とそのKPIという計画なんですけど、実は実行上のソーシャルワークというか、関わり方そのもので態勢にも随分課題があって、例えば、地域福祉の視点では、そこに市民とか住民を支える役割をどうするかというところはまだ十分に突き詰めてないのも実情です。まずはいわゆる潜在的なニーズをきちんと掘り起こして、いわゆる覚悟して相談されたり、どうすれば良いか分からないという中で相談を受けとめる体制を千葉市の中できちんと作っていくということと、あと保護課が中心となってくださっていますので、生活保護世帯と生活困窮世帯、生活保護ではない世帯の、それぞれの世帯の状況を行政の方で、両方よく知っておくということが、要は委託して生活困窮は民間の仕事とするだけではなくて、民間の方も生活保護世帯がどういう状況かも含めて、いわゆる困窮の状況の方々の情報を、行政だけではなくて、民間と行政が一体的な相談を展開していく、そこに地域の力や住民の方々の相談を解決する方法もこれから整えようと、そうしたようなアクションプランという捉え方でよろしいかと思います。

では、事務局、お返しします。

○事務局（市原課長） どうもありがとうございました。委員の皆様におかれましては、本当に長時間にわたりまして御審議をいただきまして、ありがとうございました。

本プランについての今後の予定は、来年２月頃にパブリックコメント手続を実施して、３月には決めていきたいということで考えております。今後、また御意見をいただけるとのことで用紙を配らせていただいておりますが、大幅な意見変更等がない限りはこの形で進めていくということで、基本的な合意をいただいたという中で理解をいたしましたので、本当にありがとうございました。

引き続き、生活困窮者自立支援、生活保護につきましてもご理解、ご協力をお願いいたします。どうもありがとうございました。

○山下会長 では、その他はないようですので、事務局にお任せします。

（５）その他

○事務局（黒木主査） 山下会長、ありがとうございました。

それから、委員の皆様も長時間にわたりまして、本当にありがとうございました。

最後に、３点ほど御連絡をいたします。

１点目は、本日の委員報酬についてです。年内には御指定の口座にお振り込みさせていただく予定です。千葉市への登録口座を変更される場合は、事務局まで御連絡ください。

２点目は、会議録の取り扱いについてです。本日の議事録は、事務局が作成し、一旦、委員の皆様を確認のためお送りいたします。その後、会長に議事録に御署名をいただき、正式な議事録となりまして、インターネットで公開となります。

最後に、配付資料等の取り扱いについてです。第３期計画の冊子につきましては、会議用のものを毎回こちらで御用意いたします。机の上に置いていただいて、その他の資料については、お持ち帰りいただいて結構です。

事務局からの連絡は以上となります。

本日は、長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

次回の第３回の分科会ですが、来年３月を予定しております。どうぞよろしく願いいたします。

以上になります。どうもありがとうございました。

議事録署名人

平成 年 月 日

千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 会長_____